

人権教育指導資料

様々な人権問題を扱った 直接的指導の工夫



令和3（2021）年3月

栃木県教育委員会事務局義務教育課

はじめに

国連総会において世界人権宣言が1948年に採択され、その後現在に至るまで、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきました。また、国連は1995年からの10年間を、「人権教育のための国連10年」と定め、人権に関するグローバルな認識を高め、普遍的な人権の文化を育成する人権教育推進の取組を行ってきました。この取組は、「人権教育のための世界計画」として引き継がれ、2020年からは、「若者」を重点対象とした第4フェーズに入り、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標と連携させることが盛り込まれました。

これらの国連の動きに伴い、我が国においても人権に関する各般の施策が講じられてきており、社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。しかしながら、今日においてもなお、不当な差別、その他の人権侵害などが存在しており、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、新たな人権問題も生じている現状です。いずれの人権問題についても、その解決に向けた人権教育及び人権啓発が、一層重要となっています。

我が国では、平成14(2002)年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月一部変更)に基づき、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図り、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、各種の施策や取組が実施されてきました。

栃木県教育委員会では、平成14(2002)年度にそれまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築し、推進して参りました。以来、各学校において、全体計画の作成や指導方法の工夫・改善、校内研修の充実等に御尽力いただくなど、人権教育の推進を図ってきたところです。また、「人権教育推進の手引」とともに、「人権教育指導資料」を計画的に作成し、指導者の資質向上に努めて参りました。

今年度は、平成31(2019)年3月作成の「人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編一」に続き、各学校が児童生徒に対して人権教育を具体的に進めていく上で、指導のよりどころとなるような内容を精選し、「様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫」を作成いたしました。これまでに発行した指導資料等と併せて、本資料を活用し、各学校における人権教育の充実のために役立てていただければ幸いです。

令和3(2021)年3月

栃木県教育委員会事務局

義務教育課長 柳田 伸二

目次

はじめに

1	様々な人権問題における現状	……1
2	本県における人権教育の基本的な考え方	……2
3	直接的指導とは	……4
4	様々な人権問題を扱った直接的指導の授業事例	
	(1) 子どもに関する人権問題	……6
	(2) 障害者に関する人権問題	……10
	(3) 同和問題	……14
	(4) 外国人に関する人権問題	……18
	(5) HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者に関する人権問題	……22
	(6) インターネットによる人権侵害	……26
	(7) 性的指向・性同一性障害者（LGBT）にかかわる人権問題	……30
5	直接的指導において扱うことができる様々な人権問題に関する参考資料	
	(1) 女性に関する人権問題	……34
	(2) 高齢者に関する人権問題	……35
	(3) 犯罪被害者とその家族に関する人権問題	……36
	(4) 災害に伴う人権問題	……37
	(5) アイヌの人々に関する人権問題	……38
	(6) 刑を終えて出所した人にかかわる人権問題	……39
	(7) ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題	……40
	(8) 北朝鮮当局による拉致問題等に関する人権問題	……41
	参考文献	……42
	おわりに	

1 様々な人権問題における現状

(1) 国内外の動きについて

国連は、人権擁護のために 1995 年からの 10 年間で、「人権教育のための国連 10 年」と定め、人権教育を推進する政策に力を入れました。2004 年には、「人権教育のための世界計画」を提唱し、第 1 フェーズ(2005～2009 年)として、初等・中等教育における人権教育に焦点を当てた事業を実施しました。第 2 フェーズ(2010～2014 年)では、高等教育機関における人権教育及び教職員や公務員等の人権研修に焦点を当てた人権教育推進事業を実施し、さらに、第 3 フェーズ(2015～2019 年)では、メディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進してきました。その後、2020 年からは、「若者」を重点対象とした第 4 フェーズに入り、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標と連携させることが盛り込まれました。

我が国においては、平成 14 (2002) 年に人権教育・啓発推進法に基づく、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、現在の日本社会において現実にある様々な人権問題を具体的に指摘し、それらの解決を図ることとしました。その後、様々な人権問題の解決に向けた法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は、変化してきています。いずれも教育活動や啓発活動の果たすべき役割が重視されており、様々な人権問題や関連法規について、正しく理解することが必要となっています。

(2) 県内の動きについて

本県の「栃木県人権施策推進基本計画 2016～2025(栃木県)」及び「令和 2 (2020) 年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会)」では、様々な人権問題を以下のように具体的に示し、解消に向けて様々な取組を行っています。

①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題 ⑥外国人 ⑦HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者 ⑧犯罪被害者とその家族 ⑨インターネットによる人権侵害 ⑩災害に伴う人権侵害 ⑪アイヌの人々 ⑫刑を終えて出所した人 ⑬性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題 ⑭ホームレス等生活困窮者に関わる人権問題 ⑮北朝鮮当局による拉致問題等

(3) 各学校での取組状況について

新学習指導要領解説総則編(平成 29 年告示)では、「変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する豊かな心を育成するためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要である」と示されています。また、教科等横断的な視点で、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成することも求められています。

人権問題は、現代的な諸課題の一つとして捉え、各学校において人権教育を着実に推進し、差別解消を図るための資質・能力を育成していくことが重要となります。

各学校の取組状況については、県教育委員会が実施した「令和元年(2019)年度人権教育推進状況調査」における、「人権一般や様々な人権問題を取り上げた授業(直接的指導)の内容」に関する設問から、子ども、障害者、同和問題、外国人、インターネットによる人権侵害が取り扱われる割合が高いという結果となっています。一方で、近年指摘されている性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題や HIV 感染者やハンセン病患者及び元患者などの問題を取り扱った授業の割合は、少ないという結果も得られました。

2 本県における人権教育の基本的な考え方

(1) 「何ができるようになるか」 (差別解消を図るための資質・能力の育成)

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、「差別解消を図るための資質・能力」(以下「育てたい資質・能力」)を育成していくことが重要となります。

各学校においては、以下に示す五つの項目の趣旨を参考にしながら、自校の実態に応じた「育てたい資質・能力」を設定するとともに、これらの資質・能力を指導計画に位置付け、重点化を図るなどしながら、組織的・計画的に育成していくことが求められます。

「育てたい資質・能力」

- 【知 性】 人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性**
 - 偏見や差別の要因・背景などを正しく理解するとともに、人権の意義や大切さ、様々な人権問題を正しく認識できる力のこと。
- 【判断力】 偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力**
 - 偏見や差別の不合理や矛盾を見抜き、科学的・合理的に考え、判断できる力のこと。
- 【感受性】 共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性**
 - 共に生きる喜びや差別・不正に対する悲しみや怒りなどを感じ取る力のこと。
- 【技 能】 互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能**
 - 「偏見や差別の不当性を適切に表現する力」や「人権に係る対立的な問題を調整するためのコミュニケーション能力」、「人種・民族・思想・指向などの違いを認め、受容する技能」など児童生徒がそれまでに身に付けた知識や感性を生かしながら、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための技能(スキル)のこと。
- 【実践力】 人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力**
 - 人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度も含め、主体的に差別の解消を図るための総合的な力のこと。実践力は、知性や判断力、感受性、技能が互いに補充、深化、統合しながら高められていく。

(※ 「令和2(2020)人権教育推進の手引」 p.9「人権教育推進のためのQ&A」p.2を参照。)

(2) 「何を学ぶか」 (人権教育で学ぶ内容)

人権教育では、以下の三つの内容について、教育課程全体及び各教科等を通して学習します。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、学習者の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。これらの内容は、相互に補完し合うことで、より効果的なものとなります。

- ① 人権が尊重された雰囲気や環境に関すること
 - ・ 一人一人を大切にされた雰囲気や環境づくり (言語環境、学習環境等)
- ② 豊かな人間性に関すること
 - ・ 生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性など
- ③ 人権意識に関すること
 - ・ 人権一般 (普遍的な視点からのアプローチ)
 - ・ 様々な人権問題 (個別的な視点からのアプローチ)

(※ 詳細については、「令和2(2020)人権教育推進の手引」p.6を参照。)

(3) 「どのように学ぶか」 (人権教育の指導方法)

直接的指導を効果的に行うためには、本県で示している「三指導」を踏まえ、教育課程全体及び各教科等の学習を通して指導することが大切です。三指導とは、基底的指導、直接的指導、間接的指導を指しています。この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことで、より効果的なものになります。

- ① 基底的指導・・・授業を含め、教育活動全体を通じて行う常時指導
- ② 間接的指導・・・「育てたい資質・能力」につながる力を育成する全ての指導
- ③ 直接的指導・・・「育てたい資質・能力」を育成し、人権教育のねらいを達成する指導

(※ 詳細については、「令和2(2020)人権教育推進の手引」p.8を参照。)

小学校の低・中学年においては、主に基底的指導、間接的指導が中心になると考えられます。児童の発達の段階や生活の実態に即して考えると、「育てたい資質・能力」につながる力を育成する段階にあると考えられるからです。しかしながら、小学校の低学年、中学年の授業についても、直接的指導を通じた「育てたい資質・能力」の育成に深く関わっていることを、指導者は十分に認識することが大切です。また、義務教育9年間を見据え、現在の学年でどのような力を育成すればよいのか、学校全体で共通理解できていることが重要となります。

なお、これらの三指導は、主に各教科等における指導を通して行うことから、「学習指導要領(平成29年告示)」の趣旨に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点から指導方法の工夫改善が求められます。

3 直接的指導とは

(1) 直接的指導について

各教科等の授業において、①人権一般や様々な人権問題を取り上げ、②各教科等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、③人権教育のねらいを達成する指導である。

※ 幼児に対しては、原則として直接的指導は行わない。

(「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会)

(2) 直接的指導のポイント

「各教科等の授業において」と記されているように、直接的指導は、授業を通じて行われるものです。各教科等とは、各教科、特別の教科（道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動を指します。このことを踏まえ、直接的指導のポイントは、以下の3点になります。

- ① 「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げること
- ② 「各教科等本来の目標」を達成すること
- ③ 「人権教育のねらい」を達成すること

① 「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げることについて

各教科等の学習において、単元及び本時の目標やねらいを踏まえつつ、「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げます。

「人権一般」とは、基本的人権や個人の尊重など、人権とはどのようなものかについて扱う内容を指しており、「普遍的な視点からのアプローチ」が求められます。

「様々な人権問題」とは、p.1に示したとおり、15の人権問題を指しており、「個別的な視点からのアプローチ」が求められます。

② 「各教科等本来の目標」を達成することについて

各教科等には、それぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、これを達成させることが第一に求められます。その上で、学校の実情に応じ、人権教育を意図的・計画的に位置付け、人権教育のねらいを達成します。

「人権科」という教科はありませんので、各教科等を通じて系統的な指導を行うために、各学校では、指導計画を立てる必要があります。重点化を図った「直接的指導」を、各教科等のどの単元・題材等で扱い、指導計画に位置付け実践するかについては、様々な工夫や検討が求められます。

③ 「人権教育のねらい」を達成することについて

「人権教育のねらい」とは、人権教育の目的、人権教育の目標、学校教育で示す「育てたい資質・能力」を指しています。「育てたい資質・能力」について、本県では五つの項目で捉え示しています。

実際の各教科等の授業では、単元及び本時のねらいに関連させて人権教育で「育てたい資質・能力」を育成することが求められます。

(3) 直接的指導の授業実践での留意点について

① 年間指導計画への位置付け

人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化していくか全教職員の共通理解の基、計画的、組織的に指導できるように年間の指導計画を示したものが「年間指導計画」です。学習内容や単元の配列、実施時期、各教科等との関連等を明確にし、「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを、月別や学年別の一覧表にすると、取組の全体像が把握でき、分かりやすくなります。

人権教育に深く関わる各教科等、学校行事や様々な体験活動との関連も意識できる、明確な年間指導計画の作成が望まれます。

② よりよい年間指導計画にするために

各種教育計画は、作っただけでは「労多くして、功少なし」です。大切なのは、PDCAサイクルを回してカリキュラム・マネジメントを確立することです。これにより、計画はより各学校の実態に応じた使いやすなものへと改善されていきます。そして、人権教育が教育活動全体の中で計画的・組織的に行われていくこととなります。

③ 授業を計画する

「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げたというだけでは、直接的指導と言うことはできません。各教科等の目標を達成するとともに、「育てたい資質・能力」を育成するなど人権教育のねらいも達成する指導である必要があります。つまり、各教科等の目標と人権教育のねらいを達成するために、意図的に計画された授業である必要があります。

④ 児童生徒の実情を把握する

様々な人権問題を取り上げた学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等が、当該人権問題の当事者等となっている方がいることも予想されます。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることに十分留意することが大切です。また、個人情報の取扱いにも、十分な配慮を行う必要があります。

⑤ 教職員の心得

教職員においては、個別の人権問題に取り組む際は、まず、当該分野の関連法規等に示された考え方を正しく理解することが大切であるとともに、その人権問題に関わる当事者等への理解を深めることが重要です。(*)

(*)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕(平成20(2008)年)」

⑥ 【共感的理解】を深めるために

直接的指導の授業実践に当たっては、それぞれの人権問題に対する知的理解だけにとどまることなく、相手(被差別者、社会的な支援を必要としている人々、少数者等)の立場に立って物事を考え、偏見や差別の不当性を正しく捉えるとともに、その人の喜び、怒り、悲しみ、苦しみ等を自分のこととして感じながら理解する、いわゆる、「共感的理解」を深めることが大切です。

⑦ 【明るい展望】がもてるように

差別を受けた人々が、生産や労働を通じて社会や文化を支えたり、優れた芸術作品を制作したり、差別の解消や人権の獲得のために行動したりするなどして、力強く生き抜いてきたことなどを十分に捉えさせ、児童生徒が人権問題の解決に向けて、「明るい展望」がもてるように指導することも重要です。

※ (⑥、⑦)についての具体例は、「人権教育指導資料 人権教育のためのQ&A—直接的指導編—(平成31(2019)年3月)」

p.7、本資料p.p6-33を参照。))

4 様々な人権問題を扱った直接的指導の授業事例

(1) 子どもに関する人権問題

① 子どもの人権問題とは

子どもにも大人と同様、一人の人間としての人権があります。しかし、国際的な視野で見ると、武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などの問題が、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身売買、性的搾取・虐待など、人間としての尊厳を踏みにじる行為も後を絶たないのが現状です。

② 国際的な取組について

国連では、平成元(1989)年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択しました。この条約では、18歳未満の全ての子どもに対して多くの権利を保障しています。

「子どもの権利条約」が定めている権利

●生きる権利

生命の安全が保障され、健康に生活できる権利

●育つ権利

教育・福祉などの側面から、子どもの成長に必要な支援を国や大人から受ける権利

●守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利

●参加する権利

子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明や活動に関する自由を認められる権利



③ 国内の現状について

我が国では、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理や理念が示されています。そして、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准し、様々な権利侵害から子どもを守るための法律(「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「児童虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「教育機会確保法」など)を順次施行してきました。

現在、子どもの人権に関わる問題には、児童虐待、子どもの貧困、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などがあります。また、学校においては、子ども間のいじめ、暴力行為、不登校、児童生徒への体罰などが問題として挙げられています。

ア 【児童虐待】

(ア) 平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されました。児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢(ネグレクト)、心理的虐待などがあります。中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応を要するとともに、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

(イ) 本県における「令和元(2019)年度児童虐待相談対応件数の推移」によると、児童相談所では1,721件、市町では1,789件あり、年間3,000件以上対応しています。年齢別では小学生が最も多く、約36%を占めており、虐待者別では、実母が約58%、実父が約32%となっています。

イ 【子どもの貧困】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。さらに、令和元(2019)年に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育支援体制の整備や生活の安定に資するための支援、経済的支援などの重点施策が示されました。

ウ 【いじめ】

- (ア) いじめは、子どもの心や身体を深く傷つけます。いじめが原因となって自殺に至った痛ましい事案もあり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための取組が求められています。平成25(2013)年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成29(2017)年には同法に基づいて策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されるなど、国を挙げた取組が行われています。
- (イ) 県教育委員会では、「いじめ対応ハンドブック」(平成31(2019)年3月)を発行し、いじめ防止法対策推進法や各種ガイドライン等に基づく、いじめ問題への対応やいじめの早期発見・早期対応に向けた取組について具体的に示しています。

エ 【不登校】

- (ア) 文部科学省における令和元(2019)年度の調査では、病気や経済的な理由以外で30日以上5学校を欠席した小学生(児童)と中学生(生徒)は、全国で181,200人以上を数えました。そのうち、90日以上長期欠席が続いている児童・生徒の総数は、100,850人あまりと不登校全体の約55%にも及びます。
- (イ) 平成29(2017)年に「教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)」が施行されました。不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備を行うとともに、個々の休養の必要性を踏まえ、学校以外の場で多様な学習活動の重要性に鑑み、状況に応じた学習活動が行われるよう、必要な措置を講じるものとなりました。
- (ウ) 県教育委員会では、いじめをはじめとする問題行動や不登校等へ適切に対応する取組を一層充実させるため、各教育事務所に「いじめ・不登校等対策チーム」を設置しています。いじめや不登校等の予防や解決を図るための学校支援を行うほか、児童生徒、保護者、教員などからの電話相談にも応じています。

④ 人権教育を進めるために

- ア 児童虐待や子どもの貧困などについては、児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することが重要です。学校の教職員は、児童生徒が抱える様々な問題を発見しやすい立場にあることを自覚した上で、早期発見に努めなければなりません。
- イ いじめは、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。いじめを早期に発見し、解決に導いていける学校の指導體制を構築するとともに、学校生活のあらゆる場面を教育相談の機会と捉え、観察やコミュニケーションを通して児童生徒の理解に努め、日頃から信頼関係を築いていくことが大切です。その上で、人権教育における「直接的指導」を計画的に実施するなど、児童生徒に対し、いじめ問題の重大さと人権尊重の大切さを伝えていく必要があります。

⑤ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

- (ア) いじめの問題において、周囲の友達から冷たくされる辛さや怖さは、誰もが想像できるはずですが、いじめは重大な人権侵害であることを認識させるとともに、いじめめる行為だけでなく、傍観者として見て見ぬふりをすることも同じように相手を傷付けることを理解させ、いじめを受けた人の苦しみを共感的に感じ取ることができるようにします。
- (イ) 本事例では、世界の子どもたちが置かれている厳しい現状を事実として知ること、人権侵害を受けている子どもたちの痛みなどを、自分のこととして感じながら共感的に考えることができるようにします。

イ 明るい展望がもてる工夫について

- (ア) 子どもに関する人権問題は多く存在していますが、「子どもの権利条約」のように、世界中の子どもたちを守ろうとする大きな動きがあります。現在 196 の国や地域(平成 29(2017)年現在)がこの条約を批准し、それぞれの国で子どもの人権を守る取組を行っています。
- 多くの国が子どもたちを守る努力をしていることを伝え、人権問題の解決に向け、前向きな思いを感じ取ることができるようにします。
- (イ) 本事例では、国連サミットで採択され示された「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組を紹介しています。2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせるなど、17の目標と 169 のターゲットが具体的に掲げられていることを知り、人権問題を解決していこうとする思いがもてるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

- いじめや児童虐待などは、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを念頭に置き、計画的に学校生活に関するアンケート等を実施したり、日常の観察や教育相談等を通じて早期発見に努めたりすることが求められます。
- 当事者である児童生徒がいることを把握した場合、速やかに組織的に適切な対応を進めていくことが重要です。当事者や周囲の状況、クラスの実態を把握した上で、授業時期や内容を検討することも必要となります。

(イ) 本時の配慮事項

世界の人権問題について扱う際、子ども的人身売買や性的虐待などの問題については、児童生徒の発達段階を考慮し、資料の示し方や取扱い方について十分に配慮する必要があります。また、教育を受ける権利や戦争からの保護など、日本では当然とされている権利が侵害されている国も多くあるという事実を認識できるようにします。

(ウ) 事後の配慮事項

授業後に当事者である児童生徒から、SOS のサインが出されたり、周囲の児童生徒から相談等が寄せられたりする可能性があります。組織的に適切な対応を進めるとともに、継続的なアンケート調査、観察やコミュニケーション等を通して、小さな変化やサインに気付くよう意識することが重要です。

また、世界における子どもの人権問題については、関連する本やユニセフのサイトを紹介する場を設けるなど、自ら課題意識をもって調べることができる環境をつくることなどが考えられます。

【授業に活用できる資料】

- 日本ユニセフ協会 ウェブサイト <https://www.unicef.or.jp/>
◇「子どもの権利条約」◇「世界の子どもたちを知る」◇「子どもと先生の広場」

⑥ 指導事例 子どもの人権【学級活動(2イ)】〈小学校第6学年〉

- (1) 題材名 子どもの人権について考えよう
- (2) 本時の目標
子どもの権利条約を基に、自分も他の人も大切な権利をもっていることに気付くとともに、互いの人権を尊重し合いながら生活するためにはどうすればよいかを考えることができる。
- (3) 人権教育の視点
 - ・ 子どもの人権を守るための権利条約があることを知るとともに、身の回りや世界には様々な人権問題が存在していることに気付くことができる。(知性)
 - ・ 子どもの権利が守られ、お互いの人権を尊重し合えるようにするためには、どのように生活をすればよいかを考えようとする。(実践力)
- (4) 生かしたい児童 省略
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

☐ 枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	準備
1 国内のいじめに関する全国調査等の資料を使い、人権問題への意識を高める。 →世界における子どもの人権問題について知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査資料などから、いじめの問題に多くの児童生徒が辛い思いをしている事実及び、それらが人権侵害である事実を認識できるようにする。 ◎世界には様々な人権問題があり、人権侵害を受け、厳しい現状で生きる子どもたちが存在していることを認識させる。(知性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査資料等 ・ ユニセフ HP より「世界の子どもたちを知る」の資料 ・ 子どもの権利条約(抄訳)カード
2 本時の学習課題を確認する。 子どもの権利条約について知り、お互いの人権を大切にしながら生活するためにはどうすればよいかを考えよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利条約カードを配付し、自分たちが多くの権利を有していることを確認させる。 ◎ 全ての人が人間らしく幸せに生きるための権利をもっていることに気付かせる。(知性) 	
3 自分たちの身の回りで子どもの権利が守られているかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ いじめや虐待など、身近なところにも人権問題があることに気付かせるとともに、それらは重大な人権侵害であることを認識できるようにする。(知性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの人権侵害に関する資料
4 子どもの権利が守られ、お互いを尊重し合えるようにするためには、どのように生活していけばよいかを考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子どもの権利が守られ、お互いを尊重し合えるようにするためには、どのように生活していけばよいかを考えさせる。(実践力) ・ グループや全体で話し合い、意見交換をすることにより、自分の考えを深められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート
5 話し合ったことを基に、自分の今後のめあてや実践方法を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の生活の中で自分ができることについて、具体的な実践方法やめあてを意思決定できるように助言し、ワークシートに記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート
6 本時の学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数人に発表させ、自分のめあてについて互いに実践の参考にできるようにする。 ☐ SDGsでの取組やこどもサミットの活動等を紹介し、明るい展望をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs、こどもサミット等に関する提示資料

(2) 障害者に関する人権問題

① 障害者に関する人権問題とは

私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利である人権を生まれながらにしてもっています。それは、性別や年齢、国籍などの違いにかかわらず保障されています。障害のある、なしも関係ありません。

しかし、私たちの身の回りで、障害者が物理的に移動できない、受けられるはずのサービスが受けられないなど、様々な不便を感じているなどの問題があります。

② 現状と課題について

現状では、就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、車いすでの乗車やアパートへの入居や入店を拒否される問題、施設における劣悪な処遇や身体的虐待など、障害を理由とする差別の問題などがあり、障害者に対する理解や配慮は十分とはいえない状況です。

本県においても、「生活実態調査」において、県内に住む障害者の43.1%が「差別を受けたり、嫌な思いをしたりした」と感じていることが示されています。

③ 国際的な動きについて

平成18(2006)年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されました。この条約には、障害者が不利益を受けないような環境を社会の側が整えなければならないという「合理的配慮」の考えが盛り込まれ、障害による差別のない社会の実現を目指しています。

我が国は、平成19(2007)年に署名し、平成26(2014)年に批准書を国連に寄託しました。

④ 国内の取組について

ア 障害者基本法

障害者基本法は、昭和45(1970)年に制定され、障害者について基本的な考え方を示しています。

全ての国民が等しく基本的人権を享有するとの理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしていくことを目的としています。

イ 障害者差別解消と栃木県障害者差別解消推進条例

障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、平成23(2011)年に「差別の禁止」を盛り込むなどの障害者基本法の改正が行われ、平成25(2013)年には差別禁止に関する具体的な規定を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法/平成25(2013)年公布、一部を除き平成28(2016)年施行)が成立しました。

本県においては、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会を実現するため、平成28(2016)年に栃木県障害者差別解消推進条例を施行し、基本的人権の尊重、障害及び障害者に関する理解、相互の協力を基本理念とし、障害者差別に関して県民が適切に対応するための指針の策定や、栃木県障害者差別解消推進委員会の設置等の障害者差別を解決するための仕組みを規定しました。

ウ 障害者施策の進展

(ア) バリアフリー

障害者は、暮らしの中で、様々な障害(バリア)を感じる事が多くあります。障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会を実現するためには、下図のようなさまざまなバリアを除く必要があります。

バリアフリーを目指して	
<物理的なバリア> 段差などのバリア	<制度的なバリア> 障害に対する配慮を欠いた社会のルールのバリア
<文化・情報面のバリア> 音声か点字、字幕といった必要な人に分かりやすい案内がないことなどの情報を遮るバリア	<心のバリア> 差別や無関心など他人を受け入れない心のバリア

※「公益財団法人人権啓発推進センター資料」より抜粋し作成

(イ) 障害者雇用

障害者の就労に関しては、昭和 35(1960)年「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)で、事業主に対してその雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けており、精神障害者についても、平成 30(2018)年4月から法定雇用率の算定対象となりました。

(ウ) 虐待防止

障害者に対する虐待については、平成 24(2012)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。この法律では、何人も、障害者に対して虐待してはならないことが明記され、家庭と施設、職場での虐待の発見者には通報を義務付けるほか、養護者の負担軽減のための相談・支援等を行うこととされました。

エ 障害のある子どもへの教育の進展

我が国は、「共生社会」の形成を目指す取組の一環として「インクルーシブ教育システム」の構築を推進しています。この実現のためには、障害のある子ども一人一人に応じた指導や支援を行うことに加え、障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに学ぶ仕組みをつくる必要があります。この仕組みをつくるための要件として以下のことが必要とされています。

- ① 障害のある子どもが一般的な教育制度から排除されないこと。
- ② 障害のある子どもに対する支援のために必要な教育環境が整備されること。
- ③ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる合理的配慮が提供されること。等

※「公益財団法人人権啓発推進センター資料」より抜粋し作成

⑤ 人権教育を進めるために

学校においては、障害者についての理解を進めるとともに、障害のあるなしにかかわらず、児童生徒の多様性を踏まえた学級づくりを目指すことが大切です。

学級において人権問題を扱う学習を行う場合には、個々の児童生徒の状況に十分配慮し、児童生徒自身がよりよい学級、学校生活を築くことができるような指導をすることが大切です。人権教育によって、全ての児童生徒にとって居心地のよい環境、または将来の社会につながります。

⑥ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

- (ア) 「障害者」は、「社会が作ったバリアによって、困りごとを多く経験している」という視点に立ち、バリアについて理解させるとともに、障害のない人の都合や便利さに合わせて作られた周りの環境や仕組みに気付かせ、障害のある人の立場で考えられるようにします。
- (イ) 本事例では、資料等を活用しながら、自分とは特性の異なる多様な人々の存在について触れ、障害者について共感的に理解できるようにします。

イ 明るい展望がもてる工夫について

「障害」の捉え方を、「ものや環境、人の考え方等の社会の在り方と個人の心身の機能があいまって生まれるもの」という捉え方に変えてみることで、物事の見え方やアプローチが変わってきます。本事例では、相手の困っていることに寄り添い、社会の在り方を変えていくことで、支え合う社会を作りだすことができることを確認します。実際の場面におけるコミュニケーションも想定し、明るい展望をもって実践力につなげるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

障害者の人権を取り上げるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等に当事者がいることを想定したり、把握したりすることは大切なことです。また、同じ学校に在籍する特別支援学級の児童生徒や、発達障害のある児童生徒との交流及び共同学習の時間の様子なども日頃から観察しておきます。また、アンケート調査などから、実態の把握や授業への意欲付けにつなげます。

(イ) 本時の配慮事項

困っている人に対して、思いやりをもって接することは大切なことですが、その際に重要なのは、人々の多様性を尊重することができることです。障害者に対する偏見や思い込みがあれば、本時の学習を通して、障害について正しく理解できるようにします。

(ウ) 事後の配慮事項

体験的な活動などを計画的に重ねていく過程で、授業で学んだ成果を生かすことは、より人権意識を高めていく機会にもつながります。

また、学校生活や社会生活において、障害をもつ人々に、自然に対応している姿が見られた際には、その行動を称賛するなど、継続的に丁寧な指導を重ねることが大切です。

【授業に活用できる資料】

- 文部科学省 「心のバリアフリーノート」 中高生用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm
- 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション メッセージ編



⑦ 指導事例 福祉【総合的な学習の時間】〈中学校第1学年〉

- (1) 単元名 支え合える社会をめざして
- (2) 本時の目標
地域は、多様な人々が共生する場であることを踏まえ、自分の意識の中にあるバリアを理解し、支え合う社会の実現のために自分にできることを考えることができる。
- (3) 人権教育の視点
・ 身近な生活の中で、障害を理由とする差別や偏見で困っている人たちに共感したり、考えたりすることができる。(感受性)
- (4) 生かしたい生徒 省略
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

☐ 枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	資料
<p>1 障害者に関する人権問題及び自らの意識について確認する。</p> <p>2 学習課題を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>誰もが過ごしやすい社会にするためにどのようなことができるのかを考えよう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの学習を振り返りながら、障害に関する人権問題、自らの障害に対する意識について着目させる。 導入で着目したことを基に、今までの生活を振り返るとともに、本時の学習問題を設定し、本時の学習について見通しをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーノート 調査資料等 資料 (障害者スポーツ写真等)
<p>3 「心のバリアフリー」を学ぶアニメーションを視聴する。</p> <p>4 社会が作ったバリアとはどのようなものがあるのかを話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当たり前と感じている「先入観」、社会が作ったバリアに気付かせるようにする。 障害のない人の都合や便利さに合わせて作られた周りの環境や仕組みに気付かせ、それらは改善することが可能であることを理解できるようにする。 自分の生活場面にも置きかえて、考えられるようにする。 個人で考えてから、グループで意見交換することで、自分の考えをより深められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 映像資料 ワークシート
<p>5 誰もが過ごしやすい社会にするために自分にできることを考える。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>◎ 身近な生活の中で、差別や偏見で困っている人たちに共感したり、考えたりすることができる。(感受性)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーの視点から自分にできることを考えられるようにし、明るい展望がもてるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート
<p>6 本時の学習を振り返る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習を振り返りながら、次時の学習についてもふれ、今後の学習への意欲を高められるようにする。 	

(3) 同和問題

① 同和問題とは

ア 概要について

同和問題とは、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚が妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でさまざまな差別を受けるといふ日本固有の人権問題です。

同和問題は、何世紀も前から形成されてきた差別意識が、今なお根強く残っていることで、さまざまな形の差別となって現れている基本的人権の尊重に反する重大な人権問題です。

※「同和問題の解決をめざして」（平成28(2016)年3月）栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課人権施策推進室より

イ 歴史について

明治4(1871)年8月の太政官布告第61号(いわゆる「解放令」)により、法制度上の身分差別はなくなったものの、差別の解消には至りませんでした。大正時代に入り、社会運動が広まる中、部落差別に苦しむ人々も差別からの解放を目指す運動を進め、「全国水平社」が結成されました。そして、「全国水平社創立宣言」が採択されました。全国水平社を中心とした自主的解放運動は全国に広まっていきましたが、第二次世界大戦によって活動が停止し、戦後になるまで同和問題の解決に向けた本格的な取組は行われませんでした。そのため、差別の解消には至らず、国を挙げての総合的な施策が必要であるという認識が高まりました。

我が国は地方公共団体と共に、昭和44(1969)年から33年間、同和对策事業特別措置法等に基づいた地域改善対策を実施してきた結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げました。一方で、今なお差別は解消されておらず、就職や結婚等にみられる差別やインターネット上の差別書き込み等が起きています。また、いわゆる「えせ同和行為」(*)等の事案も起きています。

(*)同和問題の解決を口実にして、企業や団体、行政機関等に違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為

② 現状と課題

平成29(2017)年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」では、「同和問題に関し、現在どのような人権問題が起きていると思うか」という設問に対して、一番多かった回答が「結婚問題で周囲の反対を受けること」で、40.1%を占めました。これは、前回調査(2012年)を2.8ポイント上回る値です。

平成22(2010)年に本県が行った「人権に関する県民意識調査」においても、同和問題に関して「どのような差別が起きていると思いますか」という設問に対し、「結婚問題で周囲が反対すること」が70.3%と、最も高い割合を示しています。

このような結果から、出身地を理由に結婚を反対されたり、自分の知らない間に身元調査をされていたりと、誤解や偏見に基づく差別意識によって結婚を妨げられている事実が現在でも残っていることがうかがえます。また、「就職や職場で不利な扱いを受けること」と回答した人も、内閣府の調査(2017年)では23.5%、本県の調査(2010年)でも、29.2%となっています。さらに、「身元調査をされること」や、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」などの回答も多く、差別が解消されていないのが現状です。

③ 差別解消に向けた取組

ア 国としての取組

我が国の総合的な施策として、昭和 35 (1960) 年に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40 (1965) 年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申(同和対策審議会答申)が出されました。この答申は、同和問題の解決は「国の責務」であり「国民的課題」であるとし、その後の同和対策・地域改善対策の重要な指針となりました。この答申を具体化するために、以下の三つの特別立法が制定されました。

① 同和対策事業特別措置法	昭和 44 (1969) 年施行
② 地域改善対策特別措置法	昭和 57 (1982) 年施行
③ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 (1987) 年施行

これらの特別措置法に基づき、生活・住環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発等が行われました。これによって、同和問題に関する状況が大きく変化したこと等を踏まえ、最後の特別措置法である上記③は、平成 14(2002)年 3 月をもって終了しました。

しかし、結婚問題を中心とした心理的差別や、就職に際しての差別の問題、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題が依然として残っている状況を踏まえ、平成 28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が公布・施行されました。この法律は、部落差別が現在も存在することを明確化し、部落差別の解消に関する施策を講ずることや、相談体制の整備、教育・啓発および実態調査の実施を定めています。

イ 県としての取組

本県においては、昭和 48 (1973) 年から、国の制度を活用しつつ、県単独事業を創設しながら、同和地区の住民の経済的、社会的、文化的地位の向上を図るため各種の施策を実施してきました。

県教育委員会は、平成 13 (2001) 年に、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、これまで取り組んできた同和教育を継承しつつ、人権教育の中における重要な人権問題の一つとして位置付け、その解決に向けて更に工夫しながら効果的に指導することとしました。

④ 人権教育を進めるために

法務省人権擁護局が平成 30 (2018) 年度に実施した「部落差別の実態に係る調査」や、本県が平成 22 (2010) 年に実施した「人権に関する県民意識調査」によると、同和問題を知ったきっかけは、「学校の授業」というケースが多くなっています。また、同調査から部落差別解消のための効果的な対策については、「教育・啓発、相談体制の充実などの施策を推進する」の割合が最も高くなっています。こうしたことから、同和問題の解決に向けて、学校教育の果たす役割が大きいといえます。

「直接的指導で、同和問題を取り上げた授業を行ったか。」	
前回調査との比較	
小学校 :	83.6% (↑ 8.1 ポイント)
中学校 :	82.9% (↓ 0.7 ポイント)
「人権教育推進状況調査 2019 年 栃木県教育委員会」より	

令和元 (2019) 年に県教育委員会が実施した「人権教育推進状況調査」によると、県内の小、中学校の 8 割以上で、直接的指導で同和問題を取り上げた授業を行っています。約 2 割の学校では行っていないことが分かりました。「同和問題に触れないことで自然に差別がなくなる」という考え方ではなく、誰もが同和問題を学習し、正しく理解することが求められています。

⑤ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

(ア) 同和問題の解決に向けて、正しい知識をもつことが大切です。そのためには、児童生徒が同和問題を正しく理解できるよう授業を構想することが求められます。

(イ) 本事例では、江戸時代の身分制等、既習事項を確認するとともに、江戸時代後期の差別されていた人々について考えることができるようにします。

江戸時代の後期になると、安定した社会の中、新しい文化や学問が生まれ社会に広がりました。一方で、幕藩体制を立て直すため、幕府や諸藩は差別を強化したため、差別されていた人たちは、さまざまに抵抗しました。教師は、これらの歴史をpushした上で、差別されていた人々について共感的に理解できるよう授業を工夫します。

イ 明るい展望がもてる工夫について

授業の中で、「解剖の様子」を表す想像図を提示し、特に「解剖をしている人」に着目させます。そして、優れた技術と知識で解剖の説明をしたのは、百姓や町人とは別に差別されてきた人であったことをpushさせます。差別されてきた人々は、差別の中でも、医学の発展を支えたり、農業や手工業、芸能などを担ったりするなど、たくましく生きていたことを共感的に捉えさせ、明るい展望がもてるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

教師は、前近代における差別されていた人々の歴史や、近現代の部落問題の歴史など、同和問題につながるの基本的な知識について、認識を深めておくことが大切です。その上で、同和問題に関する学習について、計画的に指導できるよう年間指導計画に位置付けるなど、校内での組織的な取組が求められます。また、児童生徒及び関係者の中に同和地区出身者がいることを想定したり、地域や学校の実態を把握したりするなど、十分に配慮することが大切です。

(イ) 本時の配慮事項

差別されてきた人々が優れた技術をもち、医学の発展を支えた事実から、差別の不合理性を実感できるようにするとともに、明るい展望がもてるようにします。これは、事後の指導にもつながります。

(ウ) 事後の配慮事項

同和問題に関する学習をきっかけとして、児童生徒が、自分の生き方や考え方を問い直し、様々な人権問題に対して「差別を許さない」意識を高めることができるような指導が大切です。また、児童生徒や保護者から同和問題に関する相談等が寄せられる場合もあることを想定し、児童生徒に寄り添った指導・支援を継続することが求められます。

【授業に活用できる資料】

- 同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう 法務省

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

- 同和問題に関する発行物のご案内 公益財団法人人権教育啓発推進センター

<http://www.jinken.or.jp/item>

⑥ 指導事例 同和問題【社会】〈小学校第6学年〉

- (1) 単元名 「町人の文化と新しい学問」(本時は4/6)
- (2) 本時の目標
蘭学の広がり発展に尽くした人物について理解し、社会への影響を考えることができるようにする。
- (3) 人権教育の視点
 - ・ 差別されていた人々が優れた技術や知識を持って医学の発展を支えていたことについて、理解できるようにする。(知性)
 - ・ 差別されていた人々は、差別の中でも強くたくましく生きて活躍していたことを共感的に理解したり考えたりすることができるようにする。(感受性)
- (4) 生かしたい児童 省略

◎人権教育上の配慮

- (5) 展開 枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	準備
1 前時までの学習内容を振り返る。 2 本時の学習課題をつかむとともに、二つの解剖図を比べ、気付いたことを話し合う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">蘭学は、社会にどのような影響を与えたのだろう。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な文化や学問が広がって行ったことや、発展に尽くした人物などについて想起できるようにする。 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・ 差別されていた人々について想起し、資料などを基に共感的に理解できるようにする。(知性) ・ 「蘭学」という言葉の意味を知らせる。 ・ 「解体新書」と中国から伝わった医学書の解剖図を拡大したものを提示し、二つが大きく異なっていることに気付くことができるようにする。(西洋の医学の正確さに注目させる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前時までの資料 ・ 差別されていた人々に関する資料 ・ 中国から伝わった医学書の解剖図 ・ 解体新書の解剖図 ・ 人体模型
3 解体新書について調べ、医学の発展を支えた人々の業績などについて考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ オランダ語の医学書を翻訳した杉田玄白や前野良沢らの苦勞や思いについて想像し、自分の考えをもてるようにする。 ・ 「解剖の様子」を表す想像図から、解剖を行ったり、説明をしたりしたのは、差別されていた身分の人であったことに気付き、自分の考えをもてるようにする。 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">◎ 差別されていた人々が、優れた技術や知識を持って医学の発展を支えていたことを押さえる。(知性) <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">◎ 差別されていた人々は、差別の中でも強くたくましく生きて活躍していたことを共感的に捉えさせ、明るい展望がもてるように配慮する。(感受性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料集 ・ 解剖図 ・ 「蘭学事始」の資料 ・ ワークシート
4 蘭学の発展が社会に与えた影響について考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学の他にも、ヨーロッパの地理学や天文学、兵学等の新しい知識や技術を日本に役立てようとする人々が現れたことを紹介する。 ・ 蘭学の発展が社会に与えた影響について考え、自分の言葉で表現するとともに、学級全体で話し合い、考えを深められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊能忠敬の日本図 ・ 当時の日本地図 ・ ワークシート
5 学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時の学習を振り返るとともに、次時の学習への意欲を高められるようにする。 	

(4) 外国人に関する人権問題

① 外国人に関する人権問題とは

近年、グローバル化の進展を背景に、我が国に入国する外国人は増加の一途をたどっています。我が国に在留する外国人は令和元(2019)年末時点で 293 万人、我が国で就労する外国人も令和元(2019)年 10 月末時点で 166 万人と、それぞれ過去最多を記録しています。

その中で、言語や生活習慣の違い等から生じる様々な生活上の問題もあります。例えば、風習や習慣等の違いが受け入れてもらえない、就職・職場で不利な扱いを受けた、アパート等への入居を拒否されるなど、生活の様々な場面で問題が生じている現状があります。

② 現状と課題

ア 【職場・地域社会で】

労働基準法第 3 条では、国籍、信条又は社会的身分を理由とした労働条件面での差別的取り扱いを禁止しています。同法をはじめとする各種労働関係の法律も外国人にも適用されています。

一方で、以下のような外国人労働者の雇用における問題も、指摘されています。

○採用時

- ・ 能力や適性よりも国籍で判断されることがある。
- ・ 在日韓国・朝鮮人の場合、通名(日本名)でなければ採用されないことがある。

○就労してから

- ・ 「安い労働力」としての劣悪な処遇
- ・ 社会保険に加入できないなどの不備
- ・ 雇用の不安定
- ・ 不十分な職場環境の安全・衛生対策
- ・ 不適切な人事管理、教育訓練、福利厚生

※「公益財団法人人権啓発推進センター資料」より抜粋し作成

我が国に定住する外国人とその家族が増える中、言葉や習慣などの違いから、アパートなどへの入居拒否や、公衆浴場での入浴拒否など、地域社会で外国人が人権侵害を受けている事例が少なくありません。近年では、特定の人種や民族への差別をあおる言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題化しています。また、言葉が分からないことにより、様々な公共サービスの存在を知ることができなかつたり、病気になったときに医師に病状を適切に訴えることができなかつたりする外国人もいます。外国人にとってはゴミ捨てのルールなど日常の些細なことでも、生活習慣の違いへの戸惑いがあります。

イ 【外国人の子ども】

文部科学省「学校基本調査」によると、令和元(2019)年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は 101,402 人です。

本県では、令和 2(2020)年5月現在、小学校に在籍する児童数は 1,123 人で、前年度より 9 人(約 0.8%)増加し、中学校に在籍する生徒数は 512 人で、前年度より 22 人(約 4.5%)増加しています。児童・生徒総数に占める割合はそれぞれ約 1.16%、約 0.99%であり、全国の値を上回る傾向にあります。

その中で、子どもの教育に関して保護者が「名前や国籍などを理由にからかわれたり、いじめにあつたりしないか心配である。」などの不安を抱えている実態があります。

外国人の子どもたちの中には、「日本の学校の仕組みや習慣が分からない。」「日本人の友達ができない。」など、様々な悩みや困難を抱えている現状もあります。

また、国が実施した「外国人の子どもの就学状況等調査」により、約2万人の外国人の子どもが就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかになりました。今後、更なる在留外国人の増加が予想される中「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」で基本的な考え方が示されました。外国人の子どもたちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要となっています。

③ 国内の取組

これらの在住外国人をめぐる問題に対応するため、様々な取組が進められています。我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」は、人権及び平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としています。

本県では、「新とちぎ国際化推進プラン」に基づき、国際化の推進に取り組んできました。平成 28(2016)年3月には新たな5か年計画を策定し、「とちぎから世界へ 世界からとちぎへ」という基本目標の基、「とちぎ外国人相談サポートセンター」の開設など様々な事業に取り組んでいます。

ア 【職場・地域社会】

(ア) 近年では、特定の人種や民族への差別をあおる言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題化し、その抑止・解消を目的とした法律「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

(イ) 外国人に対する行政サービスの提供という観点から、平成 24(2012)年7月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加わり、日本人住民と同様の行政サービスを受けられる仕組みづくりが図られました。

イ 【外国人の子ども】

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図っています。

④ 人権教育を進めるために

外国人を取り巻く問題は、言語や文化的背景が異なるため、日本人と外国人との相互理解が十分でないこと等が要因として考えられます。外国人も生活者であり、地域で活躍する住民の一人です。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、日本人と外国人が、文化的背景や生活習慣、考え方等を互いに尊重し合い、共に暮らしていくという多文化共生の意識をもつことが重要です。

⑤ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

日本で暮らす外国人が増えたことで、近所に外国人が暮らしている場合はもちろん、スーパーやコンビニエンスストアなど、児童生徒にとってより身近な場所で働く外国人が増えるなど、以前よりも児童生徒が外国人と出会う可能性は高くなっています。指導に当たっては、日常生活で外国人と出会った場面を想起させながら、外国人に関する人権問題について考えることで、共感的理解をより深めることが大切です。さらに、自分が外国で暮らした場合や、外国で働いたときに不当な扱いを受けた場合など想像できるよう問いかけることにより、より自分のこととして外国人に関する人権問題を理解することにつながります。

イ 明るい展望がもてる工夫について

多文化共生への取組は、全国各地で行われています。本県においても、「栃木県国際交流協会」が多文化共生の社会づくりに様々な事業を展開しています。また、総務省が作成した「多文化共生事例集」などで紹介されている、全国の先進的な地域での取組も参考になります。それらの具体的な取組を紹介し、日本人と外国人が国籍や民族等の違いを乗り越えながら、文化的背景や生活習慣、考え方等を互いに尊重し合い、共に暮らしていくことで、より豊かな生活を送っていることを共感的に理解できるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

海外にルーツをもつ児童生徒が(学級や学年、学校に)在籍している場合は、その児童生徒が普段の生活の中で嫌な思いをしていないか把握しておく必要があります。見た目の違いや、親や保護者が外国人であるといった事実だけで、偏見をもたれ、嫌な思いをしたことがある可能性もあります。中には海外で生活した経験があり、実際に人種差別を経験している児童生徒がいるかもしれません。それらを含めた児童生徒がいることを想定したり、学級の実態を把握したりするなど、授業中の配慮に生かすことが大切です。

(イ) 本時の配慮事項

身近なところで外国人と出会った場面などを想起させる際は、外国人に対する否定的な発言がされないよう、配慮が必要です。今後の望ましい社会を話し合う場面では、前向きな話し合いになるよう、話し合いの様子をよく観察しながら、必要に応じて適切な助言をしたりすることが大切です。

(ウ) 事後の配慮事項

「事前の配慮事項」で挙げたような児童生徒が相談してくることが考えられます。相談がなくても、授業後に嫌な思いをしていないか、留意する必要があります。また、授業後に、外国人と触れあった経験や、多文化共生に向けた取組をした児童生徒の姿が見られれば、耳を傾け称賛することも大切です。

【授業に活用できる資料】

- 栃木県国際交流協会 <http://tia21.or.jp/>
- 自治体国際化協会 多文化共生ポータルサイト
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/efforts/>
- 「多文化共生事例集」(2017年3月) 総務省

⑥ 指導事例 人権と共生社会【社会科(公民的分野)】〈中学校第3学年〉

- (1) 単元名「個人の尊重と日本国憲法」 第2次「人権と共生社会」(本時は4/7)
- (2) 本時の目標
- 現代の日本社会における偏見や差別(在日外国人への差別)をなくし、共生社会を築いていくことについて理解できるようにするとともに、私たちがどのように関わり、課題を解決していくべきかを、考察し表現できるようにする。
- (3) 人権教育の視点
- 在日外国人に対する様々な人権問題及び共生社会を築くための取組について、正しく認識し、理解することができる。(知性)
 - 日本人と在日外国人が、文化的背景や生活習慣、考え方等を互いに尊重し合い、共生社会を築いていくためにはどのようなことが必要かを話し合い、表現することができる。(技能)
- (4) 生かしたい生徒(省略)
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

☐ 枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	準備
1 前時を振り返るとともに、本時の学習課題を把握する。 外国人との共生社会を築いていくために、私たちにはどのような取組や努力が求められているのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> 前時の学習を振り返り、今日の日本に存在する差別(部落差別・アイヌの人々に対する差別等)を思い返す。 日本で働く外国人の身近な姿を参考にしたりしながら、本時は、外国人に対する差別の問題について学習することを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書 資料(外国人の働く姿の写真等)
2 外国人の状況について、なぜ増加しているのか、どのような生活を送っているかを調べ、考える。	<ul style="list-style-type: none"> 資料を基に、外国人の内訳の割合や人数の増加傾向が続いていることについて気付けるようにする。 ◎ 資料を基に、来日の背景を知るとともに日本で懸命に働き、生活している姿について、共感的に理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料(外国人の内訳のグラフ) 資料(増加する外国人のグラフ) 資料(外国人の働く姿の写真等)
3 外国人が差別されている状況やヘイトスピーチの状況について調べ、考える。	<ul style="list-style-type: none"> 資料を基に、外国人が差別されている実態について気付けるようにする。また、ヘイトスピーチがどのようなものかについても気付けるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料(差別の実態を示す事例) ヘイトスピーチの映像
4 なぜ、外国人に対する差別が起こるのかを考えるとともに、共生社会の実現のために私たちができることを考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 外国人に対する差別やヘイトスピーチが国際的に非難されていること、違法であり許されることではないことを押さえ、共生社会を築いていくために必要なことについて、意見交流を行う。(技能) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヘイトスピーチ解消法」の資料 ワークシート
5 国内の多文化共生の取組について気付く。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 日本人と外国人が互いに尊重し合い、共生社会を築こうとしている姿を、共感的に理解するとともに、明るい展望がもてるようにする。(知性) 	<ul style="list-style-type: none"> 資料(多文化共生社会の事例を示す写真等)
6 学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習を振り返るとともに、次時の学習への意欲を高められるようにする。 	

(5) HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者に関する人権問題

① HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者に関する人権問題とは

医学的に不正確な知識や思い込みによる感染症への過度な危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者をはじめ、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。日常生活や職場・医療現場における差別問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題があります。

② HIV感染症について

ア 現状と課題

- (ア) HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって身体の免疫機能を侵されることで発症するのがエイズ(後天性免疫不全症候群)です。感染経路は、「性的接触による感染」、「血液からの感染」、「母子感染」の三つです。正しい知識があれば、HIVは、日常生活で感染することはありません。我が国の初期のHIV感染者の大半は、HIVが混入した輸入非加熱血液製剤からの感染でした。
- (イ) HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近では治療薬の開発が進み、HIV感染を早期治療することで、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能です。
- (ウ) HIV/エイズは、昭和56(1981)年に世界で初めて症例が発見されて以来、世界中に広がりました。我が国においても平成30(2018)年のHIV感染者及びエイズ患者の累計報告数は28,750人となっています。
- (エ) 発見当初は治療法がなく、報道では、この病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられてきたので、人々の間に生じた誤解や偏見から、HIVに感染していることを理由に職場への採用が取り消されたり、医療機関で差別的な対応や診療拒否をされたりするといった人権侵害が起こりました。また、HIV感染者や家族が、誤解や偏見による差別を受け、「エイズ」という言葉がいじめやからかいに使われることがありました。

イ 国内外の取組

- (ア) 世界保健機関(WHO)は、昭和63(1988)年に世界的レベルでエイズのまん延防止と患者・感染症に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を世界エイズデーに制定しました。
- (イ) 我が国においては、感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念の一つとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行し、同法の規定により作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、総合的な対策が進められています。

ウ 人権教育を進めるために

学校教育においては、児童生徒の発達の段階に即し、エイズについての正しい知識の普及とともに、HIV感染者に対する偏見や差別について考えさせることを通して、共に生きていける社会をつくるために何が必要かを考えさせることが大切です。



レッドリボン

エイズに関して偏見を持っていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。

③ ハンセン病について

ア 現状と課題

(ア) ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。きわめて弱い感染力しかなく、現在では、適切な治療により完治する病気です。

平成30(2018)年4月1日現在、ハンセン病にかかる日本人は、1年間で数名程度です。(*)

(*) 国立感染症研究所感染症情報センターHPより

(イ) 本来、隔離の必要のない感染症であるにもかかわらず、「ハンセン病患者を一般社会から隔離する」といった人権を全く無視した強制隔離政策が、長い間とられ続けてきました。そのことが、人々の心に「ハンセン病は、隔離しなければならないような恐ろしい感染症」という誤った恐怖心を植え付け、偏見や差別を助長してきました。

(ウ) 国によるハンセン病患者の隔離政策は、平成8(1996)年に、「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され終結しました。平成13(2001)年、熊本地裁での「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、国の強制隔離政策を憲法違反とする原告勝訴判決が言い渡され、国は元患者に謝罪しました。

しかし、平成15(2003)年、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起こりました。国も誤りを認めましたが社会に残る差別や偏見は、なくなったわけではありません。

(エ) 全国14カ所の療養所には、元患者の約1,200名が、病気が完治したにもかかわらず、今もなお入居しています。

(オ) ハンセン病は、決して遺伝しません。かつては、遺伝する病と誤解されていたこともあり、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者だけでなく、実はその家族もまた、社会からの偏見や差別の対象となる一因となっていました。

イ 国内の取組

(ア) 我が国では、平成21(2009)年に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行し、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題解決に向けた啓発活動等に取り組んでいます。

(イ) 最近では、児童生徒が療養所の見学に訪れ、入居者の話を聞いたり、療養所で地域の人たちとの交流会が行われたりするなど、ハンセン病に対する知識と理解を深めるための活動も広がっています。

(ウ) 本県では、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発」、「療養所入居者やその家族への援助」、更には「療養所入居者の里帰り事業」、「療養所入居者との交流事業」などを、ハンセン病の元患者に対する支援及びハンセン病に関する正しい知識の普及を目的として活動している「栃木県藤楓協会」と連携して行っています。

令和元(2019)年には、本県出身のハンセン病療養所入居者が歩んできた歴史を後世に伝えるため、ハンセン病療養所入居者証言録(書籍・DVD)を作成しました。

ウ 人権教育を進めるために

ハンセン病問題は、決して過去のものではありません。学校教育においては、児童生徒に対し、国や県が作成・配布した啓発資料等を活用し、ハンセン病に対する正しい理解の基、偏見や差別意識の解消を図るとともに、今、自分たちに何ができるのかを考えさせることが大切です。

④ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

- (ア) ハンセン病と診断された方々が強いられてきた苦痛(生涯、療養所から出ることではできなかったこと、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことや、結婚しても子どもを生むことは許されなかったこと、実名を名乗ることができず、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえなかったこと等)を補足説明することで、差別や偏見の中で生きてきた元ハンセン病患者の悲しみや怒りを、児童生徒が共感的に理解できるようにすることが大切です。
- (イ) 授業では、「感染力が弱く、発病率が低い。完治する病気である。」といったハンセン病に関する正しい知識をもった上で、国の隔離政策によって起きた人権侵害であり、政策が終わった今もなお、偏見や差別が根強く残っているという歴史的事実を捉え、元患者の悲しみや怒りを共感的に理解できるようにします。

イ 明るい展望がもてる工夫について

- (ア) ハンセン病患者及び元患者の方々の、苦しみを乗り越えた勇気や生き方に学び、自分の生き方や人との関わりについて考えさせます。
- (イ) 授業では、「人が同じあやまちを繰り返さないよう、ハンセン病の語り部になりたい。」という元ハンセン病患者の一言から、辛い差別体験を乗り越え、強く生きていこうとする姿を共感的に捉えさせ、明るい展望がもてるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前・事後の配慮事項

- ・ ハンセン病に関する知識や理解を基に、なぜ差別や偏見等の人権侵害を受けてきたのか、考えたり対話したりしながら、ハンセン病を基に、他の病気では同じようなことがないかどうかについても考えるなど、視野を広げるような指導も大切です。
- ・ 現在、医学的に不正確な知識や思い込みによる感染症への過度な危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者をはじめ、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。まずは、感染症に対する正しい知識を身に付け、自分と同じように周りの人のことも大切にしようとする態度や実践力を養うことが必要です。
- ・ 差別や偏見を解消するためにも、「正しい情報(公的機関が提供する情報)を得ること」、「差別的な言動に同調しないこと」、「冷静な判断による行動をとること」が重要です。

(イ) 本時の配慮事項

ハンセン病は、個人がかかる病気ですが、社会的な差別や偏見によって辛い生き方を強いられた例です。差別や偏見を許さない姿勢の大切さを踏まえて、誰もが幸せになる社会の実現のために、どのような意識をもつことが大切かを考えることで、一人一人が自分のこととして捉えることができるように促すことが大切です。

【授業に活用できる資料】

- 厚生労働省 「ハンセン病の向こう側」 <https://www.mhlw.go.jp/>
- 公益財団法人 日本財団 <https://www.nippon-foundation.or.jp/>
—希望ある明日へ向けて— 知ってほしいハンセン病のこと。
キミは知っているかい？ハンセン病のこと。

⑤ 指導案例 ハンセン病【道徳科】〈小学校第5学年〉

- (1) 主題名 公正・公平な社会を目指して 【C(13)公正、公平、社会正義】
- (2) 教材名 だれもが幸せになれる社会を
- (3) 本時の目標
社会的な差別や偏見と向き合い、公正、公平な態度で行動し、人権尊重社会の実現に努めようとする心情を育てる。
- (4) 人権教育の視点
 - ・ 社会的な差別や偏見によるハンセン病元患者の悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる。(感受性)
 - ・ 差別や偏見を許さない姿勢の大切さを踏まえて、誰もが幸せになる社会の実現のために、自分ができることを考えることができる。(実践力)
- (5) 生かしたい児童 省略
- (6) 展開

◎人権教育上の配慮

枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	準備
<p>1 「幸せ」とはどのようなものかを出し合う。</p> <p>2 教材を読んで考える。 (1) 差別を受けていた人たちの思いを考え話し合う。</p> <p>(2) きみ江さんは、どのような思いで「人が同じあやまちをくり返さないよう」と言っているのかを考え、話し合う。</p> <p>(3) 「ハンセン病問題」を通して、「誰もが幸せになれる社会」とはどのような社会か、またそのような社会を実現するためにはどのようなことが必要なのかを考え、話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人が思う「幸せ」について、イメージを広げるとともに、本時の授業でねらいとする価値への意識をもてるようにする。 ・ 「ハンセン病問題」に関わる出来事を基に、差別を受けていた人たちの事実を理解できるようにする。 ◎ 別途資料も提示しながら、差別を受けていた人たちの思いを考えることを通して、悲しみや怒りを共感的に理解できるようにする。(感受性) ・ ハンセン病に対する社会的な偏見や差別を解消するために、語り部として活動するきみ江さんの強い思いを考えられるようにする。 ・ 社会的差別が起きる背景や、それを乗り越えることの大切さなどの様々な面から、公正・公平な社会についての考えを広げられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の歴史的事実に関する補足資料等 ・ 資料「ハンセン病の向こう側」等 ・ 資料「きみ江さんーハンセン病を生きてー」 ・ ワークシート
<p>3 この教材から学んだことを基に、これまでの自分を振り返る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数ではない立場の人に対するの考えや接し方について考えることを通して、自分を見つめ直すことができるようにする。 ◎ 社会的な差別や偏見をもたずに、誰に対しても公正・公平に接するために、また、誰もが幸せになれる社会の実現のために、どんな意識をもつことが大切かを考えることができるようにする。(実践力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート
<p>4 教師の説話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時のねらいとする道徳的価値について、考えを深められるような説話をする。 	

(6) インターネットによる人権侵害

① インターネットによる人権侵害とは

インターネットや電子メールが急速に普及し、私たちの生活は便利で効率的なものへと変化しました。最近ではSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス^(*))の利用者も増加し、情報発信・受信手段が多様化しています。その反面、気軽に自由に情報発信できる特性の悪用により、誰かを傷つけたり、トラブルに巻き込まれたりするケースが多発しており、深刻な問題となっています。例えば、本人の前では口にできないような誹謗中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報を拡散したりするなどの問題があります。

(*) ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、インターネットを介して人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニケーション型のサービス。LINEやTwitter、Instagram等がある

② 「SNSいじめ」について

近年のインターネットの利用について、令和元年度に内閣府の行った調査によると、小学校で86.3%、中学校で95.1%、高等学校で99.1%の児童生徒が日常的にインターネットを利用していると回答しています。インターネット接続機器の利用率は、スマートフォンが67.9%で最も多く、次いで携帯ゲーム機が33.5%と、児童生徒にもスマートフォンが普及してきていることが分かります。

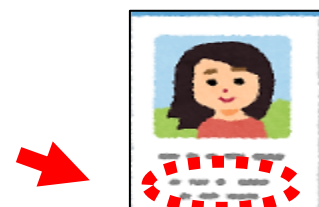
校種	男子(%)	女子(%)	全体(%)
小学校	88.7	83.9	86.3
中学校	94.0	96.1	95.1
高等学校	99.0	99.1	99.1

インターネットの利用状況(令和元(2019)内閣府調べ)

また、同調査から、スマートフォンを利用している児童生徒に対してSNS等のコミュニケーションツールの利用率について調査したところ、小学生は43.6%、中学生は80.3%、高校生では90.5%と、年齢に伴って上昇していることが分かりました。

こういったスマートフォンやSNSの普及で新たに問題となっているのが、いわゆる「SNSいじめ」です。グループトークで一人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのたねとなる写真や動画を共有する、グループから外す(または新たなグループを作り会話する場を移動する)などが起きています。また、「ステメ」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

「ステメ」とは…
「ステメ」とはステータスメッセージの略で、SNS等のプロフィールの下に文章を添えられる機能のこと。



※「インターネットトラブル事例集 2020 版 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課」より抜粋し作成

メンバー以外は読むことができないグループトークや、誰宛てかを一切書かない悪口ステメは、いずれも人目につきにくく、発見が遅れることがあります。

児童生徒のインターネットに関する問題については、保護者や児童生徒に関わる教員が、日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見と解決の鍵になります。

③ 国の取組について

インターネットにおける人権侵害が増加していることから、我が国では平成12(2000)年以降、様々な法律が作られ、防止のための取組が行われています。

ア 平成12(2000)年2月施行の「不正アクセス禁止法」(正式名：不正アクセス行為の禁止等に関する法律)により、ネットワークを使用したなりすまし(他人のID、パスワード等を不正に利用する)行為、セキュリティホール(プログラムの不備等)を攻撃して侵入する行為が禁止されています。

イ 平成14(2002)年5月には「プロバイダ責任制限法(正式名：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)」が施行され、インターネットで人権や著作権の侵害などがあったときに、プロバイダ事業者や掲示板管理者などの責任の範囲を明確にし、プロバイダが被害者救済のための対応をやすくしました。

ウ 平成17(2005)年4月には「個人情報保護に関する法律」が施行され、個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、国や自治体の責務を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者などに利用目的の特定や本人の通知等一定の義務を課しています。

エ 平成21(2009)年4月には、「青少年インターネット環境整備法」(正式名称：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)が施行されました。主に子ども・青少年を対象に、インターネットを正しく使う能力の取得や、フィルタリングソフト利用の普及という対策を掲げ、安全に安心してインターネットを利用できることを目的としています。この法律では、関連する会社(携帯電話事業者、インターネット接続事業者)へのフィルタリングサービスを提供する義務付けや、保護者の責務について述べられています。平成30(2018)年に改正され、対象業種の範囲が広がり、18歳未満の青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの導入が強化されました。

④ 人権教育を進めるために

ア これからのデジタル社会を生きていく児童生徒を被害者・加害者にしないためには、国の法整備だけでなく、スマートフォンやタブレットをはじめとするデジタル機器の使用及びSNSなどの利用に対し、「賢く活用する知識・知恵」、「ルールを守って使える健全な心」、「安全に利用するための危機管理意識」を育むことがとても大切です。学校では、道徳や学級活動等を通して情報モラルやネチケット(ネットを利用する上でのエチケット)について指導し、相手が直接見えなくても相手を感じ、尊重する心を育てていきます。

イ 学校で育てる「情報活用能力」には、情報モラル等も含まれます。学習で情報機器を活用する中で、情報モラルや情報セキュリティについても学んでいけるよう、系統的、計画的に指導していくことが大切です。そのためには、各教科等の学習内容と情報教育との関連を洗い出し、発達段階に応じた内容で指導を行っていきます。

⑤ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

- (ア) 「SNS いじめ」は悪ふざけや言葉の(捉えの)行き違いから始まることもあり、このようなトラブルはインターネット上に限らず、普段の学校生活においても起こり得る問題です。普段から相手の立場を考え、気持ちを想像すること、相手を尊重することの大切さを基底的指導として伝えていくことが大切です。
- (イ) 授業を実施する際は、提示する資料で取り上げる人物それぞれの立場に立って考えるようにし、情報の受け手側の気持ちを共感的に理解させることが大切です。

イ 明るい展望がもてる工夫について

- (ア) インターネットの特性上、一度インターネットに掲載した情報は全て回収することが困難ですが、国の法整備により、手続きを経て対応したり、「インターネット人権相談受付窓口」等で相談したりすることもできます。一人で悩むことなく、解決への手立てがあることを伝えていくことが大切です。
- (イ) インターネット上でのトラブルも、画面の向こう側の相手への配慮不足が原因となることが多くあります。目の前にいても、離れていても、相手を尊重し、大切に思うことが、正しい使い方につながります。インターネットの危険な側面だけでなく、生活を豊かにしてくれる側面についても目を向けられるようにします。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

インターネット上の問題は、学校生活では顕在化しにくくなります。児童生徒がこの問題に向き合うためには、普段から定期的にアンケート等で学級の実態を把握し、指導のタイミングを配慮する必要があります。スマートフォンの利用率、インターネットの利用状況、インターネット上でのコミュニケーションに関するトラブルの遭遇状況等について確認した上で、実態に応じた指導につなげられるようにします。

(イ) 本時の配慮事項

仲間外れにあったやりとりの例文等を扱う際には、一方の立場のみに焦点を当てることがないように、それぞれの立場に立って心情を想像できるようにします。どちらかの善悪を決めることが無いよう、それぞれの立場に寄り添い、よりよく過ごすにはどのようにしていけばよかったかを考えられるようにします。

(ウ) 事後の配慮事項

学校での指導内容を、保護者会や学級通信等を通じて家庭に伝えるとともに、家庭でもインターネット等の利用について話し合うなどの協力を求めるようにします。学校と家庭で連携し、ネットトラブルの未然防止につなげられるようにします。

【授業に活用できる資料】

- 教材⑧SNS等のトラブル(中2～高3)情報の記録、公開制の重大さ全編
文部科学省 https://www.youtube.com/watch?v=iWjdQL_7OAY
- あなたは大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権〈三訂版〉
公益財団法人人権教育啓発推進センター <http://www.moj.go.jp/content/001280029.pdf>
- 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～
指導の手引き 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- 情報モラル指導資料ネットトラブル事例とその予防 栃木県教育委員会

⑥ 指導事例 インターネットによる人権侵害【学級活動(2)エ】〈中学校第1学年〉

- (1) 本時の学習 「SNS を安全に使うためのルールについて考えよう」
- (2) 本時の目標
 - SNS を使ったコミュニケーションは、深刻な問題に発展してしまうことがあることを理解するとともに、課題解決するために話し合い考えることができる。
- (3) 人権教育の視点
 - SNS やインターネットは、その特性から些細なことでも相手に誤解を生じさせることを理解し、相手の立場に立って心情を想像することができる。(感受性)
 - SNS を利用する時には、画面の向こうにいる相手の身になって心情を想像し、どのように使うとよいかを考えることができる。(判断力)
- (4) 生かしたい生徒 省略
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

☐ 枠は、共感的理解及び明るい展望が持てる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	準備
1 SNS を利用した経験について話し合い、SNS 上でのコミュニケーションで起こる言葉の捉え違いについて考える。 2 本時の学習課題を確認する。 SNS を安全に使うためには、どのようにすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> • 生活の中での SNS の利用について振り返り、SNS が身近な道具となっていることを捉えられるようにする。 • SNS 上でのコミュニケーションでは、言葉の捉え違いが起こる場合があることを理解できるようにする。 • インターネットに関する人権侵害の資料を提示することで、SNS を利用する中でトラブルが身近に起きる恐れのあることだと捉えられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢別の SNS 利用率グラフ • インターネットに関する人権侵害の資料
3 SNS での仲間外れにあったやり取りの例文を読み、グループから外された生徒の書き込みや、仲間外れをした生徒の書き込みから、何が問題なのかについて考え、意見を交流する。	<ul style="list-style-type: none"> • 取り扱った例文を提示して、文字を中心としたコミュニケーションの問題点に気付くことができるようにする。 • インターネットの特性から、送信した文字は消えないことや、表現の仕方によって誤解を招くことを確かめられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報モラル指導資料「ネットトラブル事例とその予防」指導資料
4 自分が SNS を使う際に、どのようなことに気を付けていきたいかについて考える。	<ul style="list-style-type: none"> • 個人で考えた後にグループや全体で意見交換をすることで、多面的・多角的に考え、SNS を使う際に、どのようなことに気を付けていきたいか意思決定できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> • ワークシート
5 本時の学習を振り返り、SNS を安全に利用していくために、これから気を付けるポイントを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 相手の気持ちを考えて思いやりをもって伝えることや、文字だけで判断せず相手と直接話し合うなど、物事を公正・公平に判断できる力を身に付けられるようにする。(判断力) 	<ul style="list-style-type: none"> • ワークシート

(7) 性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題

① LGBTの人権問題とは

性の指向は人によって様々です。異性を愛する人だけでなく、同性や両性を愛する人もいます。また、自分のからだの性(生まれたときに割り当てられた生物学的な性別)と、こころの性(自認する性別)が一致しないため、自分の性別に違和感をもつ人たちもいます。そういった性的なマイノリティ(少数者)の人たちを総称してLGBTと呼ぶことがあります。LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの四つの言葉の頭文字を併せた言葉です。

「性自認(自分の性をどう認識しているか)」と「性的指向」	名称	頭文字
女性の同性愛者(心の性が女性で恋愛対象も女性)	レズビアン	L
男性の同性愛者(心の性が男性で恋愛対象も男性)	ゲイ	G
両性愛者(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)	バイセクシュアル	B
「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感をもつ人。	トランスジェンダー	T

※「性的少数者に関する人権啓発リーフレット(一般向け) 公益財団法人人権教育啓発推進センター」より抜粋し作成

これら性的マイノリティとされる人々(以下、LGBT)の中には、周囲の偏見や差別を恐れて自らの性的指向等を周囲に打ち明けられない人や、日常生活の様々な場面で不自由を感じている人がいます。

人間の性の在り方は、主に次の四つの要素で表現することができます。

性の在り方 = からだの性 × こころの性 × 好きになる性 × 表現する性
(生物学的性別) (性自認) (性的指向) (服装や行動)

※「人権の窓 高校1年学習資料 (2019年6月) 栃木県教育委員会総務課人権教室」より抜粋し作成

このように性の在り方は大変多様であるといえます。LGBTという呼び方についても、性自認や性的指向がはっきりしていない場合や定まっていない等の、LGBTの分類に収まらない類型もあるため、最近ではLGBTQという本来のLGBTに「Q(クエスチョニング)」を加えた名称も使われ始めています。

また、マイノリティ(少数者)とマジョリティ(多数者)で性の在り方を分けずに、全ての性の在り方を表現するSexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった「SOGI(ソジ/ソギ)」という表現も使われ始めています。

② 国際的な取組について

LGBTの置かれている状況は、国や地域によって大きく違ってきます。

平成20(2008)年に、国連総会にSOGIに関する人権保障の共同声明が出されました。しかしながら、反対の姿勢を示す国々は「人類の伝統的価値観」、「家族の保護」決議を提出し、対立の姿勢を示しました。

その後、平成23(2011)年、国連人権理事会で性的指向や性自認に基づく人権侵害に明確に焦点を当てた初めての決議が採択されました。現在、世界では性の多様性を認める方向で、性別変更や同性婚、同性同士のパートナーシップ法を認める法律を整備している国が増えつつあります。

③ 国内の現状について

ア 【制度について】

我が国においても性に対する多様な在り方が理解されてきており、平成 16(2004)年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たす人に対し、家庭裁判所の審判を経て、こころの性に合致する法令上の性に変更することが認められました。

また、平成 27(2015)年に渋谷区と世田谷区が、同性カップルのパートナーシップを婚姻と同等であると承認したのを皮切りに、本県でも令和元(2019)年 6 月に、鹿沼市が「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

しかしながら、同性カップルは異性カップルと同等の権利が法的に保障されていないため、共有財産や子どもをもつこと、遺産を相続すること、年金や保険金をもらうことなどは、難しい現状があります。

イ 【学齢期の現状】

自分の性の在り方については、個人差はあるものの学齢期に気付くことが多いといわれています。若年層においては、自分の性の在り方に違和感があっても正しい知識を得る機会が少なく、悩み続ける場合があります。また、周囲からのからかいやいじめに直面し、自分自身を肯定的に捉えられない児童生徒も少なくないといわれています。平成 25(2013)年の「いのちリスペクト。ホワイトリボンキャンペーン」における LGBT を対象とした「LGBT の学校生活に関する実態調査」によると、回答者の約 7 割が何らかのいじめ被害を経験しています。回答者の中で、自殺を考えた事があると答えた割合は 3 割を超え、この被害の経験がその後の人生に少なからず影響を与えていることが分かります。

④ 人権教育を進めるために

文部科学省は、平成 27(2015)年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、平成 28(2016)年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を通知しています。通知の中では、次のことが推奨されています。

- 保護者や医療機関も含めチームで対応すること。
- 服装や髪型等を自認する性別に合わせることを一定の範囲で認めること。
- 更衣室やトイレなどの配慮をすること。
- 授業内容や部活動で別メニューや自認する性での参加を認めること。

性的マイノリティの児童生徒は、自分の性の在り方に悩み、周囲の目を気にして誰にも打ち明けられない現状にあることが想像されます。こういった現状を打開するためにも、まずは教師自身が、日頃から性の多様性に肯定的な立場を示すことが大切です。

【LGBTの児童生徒にとって相談しやすい先生の例】

- ① 児童生徒の話をよく聞く先生
- ② 「男らしい／女らしい」という表現を使わない先生
- ③ LGBTを笑いの対象にしない先生
- ④ 性の多様性を「知っている／知りたい」というメッセージを出してくれる先生
- ⑤ 民族や文化等の様々な多様性について理解が深い先生

※「LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性(合同出版)」より抜粋し作成

⑤ 指導する上での留意点

ア 共感的理解を深める工夫について

自分に関係のない出来事ととらえている児童生徒に関しては、多様な性について学ぶことが差別や偏見のない社会の実現につながることを示し、相手の立場に立った共感的理解を促すことが大切です。教材の選定に当たっては、LGBTの人々は特別な人々ではなく、自分たちと同じように生活し、学んだり仕事をしたりしていることを身近に感じられるものを選ぶなど、学習してきたことや、児童生徒の実態に応じて検討することが大切です。

イ 明るい展望がもてる工夫について

理解を得られない苦しみや悩みについても取り上げる必要はありますが、不当な差別に立ち上がり、声を上げる強さがあることも等しく取り上げることが重要です。一つの例として、性の多様性への理解を呼びかける運動である「東京レインボープライド」が挙げられます。「性的少数者が、差別や偏見にさらされず前向きに生活できる社会の実現」を目指した団体及びイベントの総称で、LGBTの人々やその支援者も加わり、参加者の輪は広がり続けています。このような運動にみられる、LGBTの人々の強さと熱意を感じさせることで、明るい展望につなげることができます。

ウ 指導に当たって配慮すること

(ア) 事前の配慮事項

児童生徒の実態把握を丁寧に行い、性差に関してどのような認識をもっているのか、困り感はないか等、日常生活の観察やアンケートを通して事前に理解します。また、日々の指導の中で自分と違う考えを尊重するといった、価値感と態度を育成することも大切です。さらに、授業前の準備として、教室や図書室、保健室等にLGBTに関する本を置くなどして、本人も含めクラスのみみんなが正しい知識に触れる場を作っておく必要もあります。

(イ) 本時の配慮事項

児童生徒一人一人が多様な性を構成している当事者であるという意識をもてるよう指導する必要があります。また、否定的な発言等があるような場合についても、そう思う理由を更に意見を交流し合うことを通して、自分の中の偏見に気づき、差別を解消できるよう指導します。

(ウ) 事後の配慮事項

LGBTの児童生徒がいることを考慮し、授業後についても、児童生徒が自分や周囲の言動の中にある差別意識に気付けるよう指導を継続していく必要があります。

【 授業に活用できる資料 】

近年、多様な性の在り方について、正しい知識を学べるようにと、教科書の中にLGBTに関する記載が増えてきています。小・中学校の保健体育の教科書や、中学校の道徳の教科書に取り上げられ、性の在り方は多様であることや自分らしさとは何なのかについて考えられるようになっていきます。

法務省の人権擁護局からは、性の多様性にかかわる児童生徒向けの動画や漫画、リーフレット等にアクセスできます。また、絵本の中にも性の多様性を扱ったものがあります。児童生徒にとって身近なメディアを選び、性の多様性を学ばせることができます。

● 法務省 http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00126.html

● 指導事例に使用した動画 <https://www.nhk.or.jp/school/>

● 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け) 文部科学省



⑥ 指導事例 性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権
【学級活動(2ア)】〈中学校第2学年〉

- (1) 題材名 誰もが自分らしく生活するために
- (2) 本時の目標 多様な性の在り方について、課題を見だし解決するために必要なことは何かを考える。
- (3) 人権教育の視点
 - ・ 人間の性は多様であることや、性的マイノリティの存在や差別と偏見の実態について、正しく認識することができる。(知性)
 - ・ 性の多様性について違いを理解した上で、話し合うことができる。(技能)
- (4) 生かしたい生徒 省略
- (5) 展開

◎人権教育上の配慮

□ 枠は、共感的理解及び明るい展望がもてる工夫について示す。

学習活動	指導上の留意点	資料・準備
1 事前アンケート「性差や性的マイノリティに関する意識調査」から自分の生活を振り返る。 2 本時の学習課題を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果から、生活の中で「男らしさ／女らしさ」に代表される性別に関する固定概念に捕らわれている場合があることに気付かせる。 ・ 前時の学習を踏まえ、多様な性の在り方について復習し、想起させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前アンケート ・ アンケート結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 人間の性は多様であることを知り、誰もが自分らしく生活するために大切にすることは何か考えよう。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画資料等を視聴し、LGBT当事者には悩みや不安があることに気付かせる。 ◎ 一人一人に個性があるように、人間の性は多様であることを、正しく認識することができるようにする。(知性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被差別経験の実態を表す動画資料等
3 LGBT 当事者の生きづらさを感じる理由と、生き方から学ぶことについて考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に登場したLGBT当事者が生きづらさを感じるのはなぜか、また、生き方から学ぶことについて考える。 ・ 個人で考えてから、グループで話し合って意見交換をすることで、考えを深められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート ・ 掲示資料
4 誰もが自分らしく生活するために大切にすることは何か考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前アンケートや動画資料等の内容を振り返り、問題点を確認させる。 ◎ 互いの違いを認め、受け入れるために大切なことは何かという視点をもって、話し合うことができるようにする。(技能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート ・ 掲示資料
5 話し合った解決方法を基しながら、今後の生活の中でできることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の生活の中でできることについて、具体的な実践方法やめあてを意思決定できるように助言し、ワークシートに記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート ・ 掲示資料
6 本時の学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数人に発表させ、めあての実践の参考となるようにする。 ・ レインボーフラッグやレインボープライドの資料を紹介し、多様性を求める世の中の動きを確認することで、明るい展望をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レインボーフラッグ、レインボープライドに関する掲示資料

5 直接的指導において扱うことができる様々な人権問題に関する参考資料

(1) 女性に関する人権問題

① 現状と課題

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法律上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っていることから、就職の際や職場における昇進の際の差別など、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受ける問題があります。そのほか、夫・パートナー・恋人からの暴力（DV・デートDV）、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの問題もあります。

② 様々な取組や支援活動について

厚生労働省では、働く女性が尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置等の徹底について、周知及び指導を行うとともに、問題が生じた場合には、解決が図れるよう援助を行っています。

また、各都道府県には「ワンストップ支援センター」が設置され、性犯罪・性暴力被害者が、躊躇せずに必要な相談と支援が受けられるようにしています。被害直後からの総合的な支援を、可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減を図ることを目指しており、令和2(2020)年10月からは、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の使用も始まりました。

ア 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催や啓発冊子の配布等、女性の人権を守るための啓発活動を実施しています。さらに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)を全国の法務局・地方法務局に設置して、相談体制の更なる強化を図っています。

イ 男女平等を推進する教育・学習

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、各教科等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導が充実するよう、学習指導要領の一層の周知・徹底を行いました。次世代を担う児童生徒が、個人としての尊厳を大切に、性別に関係なく、一人の人間として能力を発揮できるような社会にしていこうとする意識をもてるようにしています。

③ 指導する上での留意点

ア 日常生活における児童生徒の言動から、性別の違いによる偏見や差別に気付くことができるよう、日頃から教師の人権感覚を磨き、人権意識を高めておくことが大切です。

イ 性暴力の被害を受けた児童生徒は、誰にも言えず被害を隠したり、自分を責めたりする傾向にあります。些細な変化を見逃さないようにするとともに、相談を受けた際、適切に対応することができるよう、研修の充実を図ることが重要です。また、児童生徒が加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、計画的に人権教育を行っていく必要があります。

(2) 高齢者に関する人権問題

① 現状と課題

我が国においては、平成 28(2016)現在の総人口が 1 億 2,696 万人となり、その内 65 歳以上の高齢者は、過去最高の 3,409 万 5 千人でした。平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として少子高齢化が急速に進み、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上となっています。こうした状況の中、高齢者に対しては就職に際しての差別の問題のほか、身体的・心理的虐待、不当な財産処分、悪徳商法や特殊詐欺の被害等、様々な人権問題が起こっており、社会問題となっています。

② 様々な取組や支援活動について

ア 高齢者の社会参加

国連は、平成 3(1991)年の総会で「高齢者のための国連原則」を採択しました。この原則は、高齢化に関する国際行動計画の推進を目的とし、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の五つで構成されています。

我が国は、近い将来 3 人に 1 人が高齢者となると予測される中、平成 7(1995)年に「高齢社会対策基本法」、平成 13(2001)年に「高齢社会対策大綱」を策定し、高齢者の社会参加や地域社会との共生を目指して取組を進めています。平成 24(2012)年には「高年齢者雇用安定法」が改正され、定年を廃止するか、65 歳に引き上げるか、または、65 歳まで継続雇用制度を導入することが義務付けられました。高齢者が社会参加することにより生きがいをもち、住み慣れた地域で生き生きと安心して生活していけるよう、地域社会全体で高齢者と共に支え合いながら生きるという認識が必要とされています。

イ 高齢者の自立と支援

健康上の問題から社会参加が難しく、自立した生活を送れない高齢者への支援の在り方も課題となっています。平成 12(2000)年に民法が一部改正され、成年後見制度が整備されました。様々な理由で、判断能力が十分ではない人の財産管理や身上監護を行う制度ですが、自己決定権を尊重しつつ、法律行為の支援や、悪徳商法等から本人の権利の保護を図るため、活用が望まれています。

高齢者を支える社会保障制度は充実してきていますが、引き続き改善の余地があると言えます。そのために、今後さらに学校教育・社会教育を通じた幅広い啓発活動が重要なものとなっていくと考えられています。

③ 指導する上での留意点

ア 高齢者は長年にわたり社会を支え、文化を築いてきた重要な存在です。また、肉体的、精神的な衰えには個人差があります。高齢者を皆一律に支援が必要な存在とみなすのではなく、共に社会を構成する一員として捉える必要があります。その上で、相手の置かれている立場や、身体上の問題を考慮し、支援の必要がある場合には、自分から進んで手を差しのべようとする心情を育てていくことが大切です。

イ 家族の在り方が多様化し、身近な所で高齢者と触れ合う機会の少ない児童生徒も増えてきています。高齢者施設との交流や、装具を着用した高齢者体験等を通じて、より実感を伴った理解を深められるよう工夫する必要があります。加齢は誰にでも起こる体の変化です。どんな状態であっても人としての尊厳が守られる社会の在り方について、考えられるようにする必要があります。

(3) 犯罪被害者とその家族に関する人権問題

① 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、事件によって、命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けるだけではありません。捜査活動や裁判に伴う精神的・経済的負担を強いられるほか、医療費の負担や失職等による経済的困窮、事件にあったことによる精神的ショックや時間的な負担、あるいは心ない風評によりプライバシーが侵害されるなどの「二次的被害」に苦しめられることも多く、被害後の継続的な支援が必要となっています。

② 様々な取組や支援活動について

犯罪被害者とその家族の人権を守ろうとする動きが、近年、活発化しています。最近では、犯罪被害者の被害の深刻さが社会に広く認識されるようになり、支援活動を進めています。

被害者支援センター

被害者の方を総合的に、そして被害直後から長期にわたって途切れなく継続的にサポートしています。

警察

各種支援の取組(相談・カウンセリング体制の整備等)や被害に応じた各種経済的支援も整備(犯罪害給付制度)しています。

検察庁

専用電話として「被害者ホットライン」が設置されています。裁判にかかわる様々な法制度利用について相談できるようにしています。

医療機関

被害に遭った際に背負った傷の手当や、検査、治療、カウンセリング等を行っています。

法テラス

法的トラブル解消のための総合案内所となっています。弁護士費用の援助等法テラスを通して利用できるようにしています。

弁護士会

犯罪被害者に関する研修を行い、告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応などの相談に応じています。

地方自治体

総合的窓口の設置や犯罪被害者に対する見舞金制度や貸付金制度等、生活支援に対する取組がされています。

犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日)

犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の一週間を啓発期間として事業を実施しています。

※「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク資料」より抜粋し作成

③ 指導する上での留意点

ア 犯罪等の被害を受けたことが周囲に知られた場合、そのこと自体が犯罪被害者の負担になります。心ない風評によるプライバシーの侵害などの二次的被害があることについても、理解できるようにすることが大切です。

イ 犯罪被害者やその家族の置かれた立場と、その心情を理解することが大切です。それぞれの状況に応じて、精神的負担をかけることがないように配慮しながら支援する必要があります。

(4) 災害に伴う人権問題

① 現状と課題

平成 23(2011)年3月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされています。この事故では、被災された人々に対する偏見や差別、風評による被害等の問題が発生しました。

また、本県においても近年では台風による大雨等に伴い、多くの人々が避難を余儀なくされるケースが増えてきています。災害発生時の避難場所においては、プライバシーの確保の問題を始め、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする人々がより一層厳しい状況に置かれるという問題があります。

② 様々な取組や支援活動について

ア 東日本大震災の被災者について

東日本大震災から9年が経過した令和 2（2020）年 7 月時点でも約 3 万人の方が故郷を離れ、他の地域に避難しています。本県にも約 2,800 人の方が避難し、生活をしています。

避難していた児童生徒がいじめに遭うといった事案を受けて、我が国は平成 29(2017)年3月に「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込みました。更に同年4月 11 日に、被災児童生徒へのいじめの防止について、文部科学大臣からのメッセージを発表しました。また、児童生徒が放射能に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、平成 30(2018)年 10 月に「放射線副読本」を改訂し、この中で避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容を充実させました。

イ その他の災害の被災者への支援について

被災した際、高齢者、障害者、外国人、女性、子ども、病気の人、妊婦といった要配慮者は、一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動、避難生活、復旧・復興活動を行うことができません。他者による援護を必要とすることがあります。平成 25(2013)年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、名簿作成の義務付けや関係機関への情報提供等が定められました。行政にはきめ細かな対策の策定が、地域には要配慮者への理解、被災者へ寄り添い共に乗り越えていこうとする互助・共助が求められています。

③ 指導する上での留意点

ア 例えば、東日本大震災における避難者についての根拠のない思い込みや噂、風評は人権侵害につながることを理解し、一人一人がそれらに惑わされずに、正しい知識と正確な情報に基づいて行動できるようにすることが大切です。

イ 被災者の立場を想像して自分たちにできることを考え、互いに助け合う互助・共助の大切さについて理解できるようにすることが大切です。

(5) アイヌの人々に関する人権問題

① 現状と課題

アイヌの人々は、独自の豊かな文化をもつ先住民族ですが、明治維新以降、同化政策(アイヌ民族の日本人化政策)により、土地を奪われたり、アイヌ語の使用が禁じられたりするなど、民族としての誇りを奪われました。

現在も、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が存在しています。

② 様々な取組や支援活動について

人権に関する県民意識調査によると、「現在、栃木県において人権侵害(差別など)があると思うか。」という質問のうち、「アイヌの人々に関する人権」については、他の課題と比較すると、「かなりあると思う」と「あると思う」を合わせた『あると思う』は、18.2%で最も少なく、「わからない」は37.4%となっており、他の人々の人権問題と比較すること、やや関心が低いことがうかがえます。真の共生に向けて、私たち一人一人が、アイヌの人々の歴史や伝統・文化を正しく理解し、尊重するとともに、その名誉と尊厳が保持できるよう支援することが大切です。

ア アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が施行されました。

さらに、平成19(2007)年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20(2008)年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

令和元(2019)年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が新たに定められました。また、令和2(2020)年7月12日、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に、「民族共生象徴空間(ウポポイ)」がオープンしました。

イ 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

アイヌの人々への差別をなくすために、学校教育で、アイヌの人々の理解を深める取組を充実させる必要があります。平成29年の学習指導要領改訂を受け、小・中学校学習指導要領解説社会編にはそれぞれ、アイヌの人々に関する学習について充実を図るための内容が明記されました。

小学校には、歴史学習を通して、「我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたこと」を学習する際、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする」ことが、中学校には、「先住民族として、言語や宗教などで独自性を有するアイヌの人々の文化についても触れるようにする」ことが明記されました。

③ 指導する上での留意点

アイヌの人々の歴史や文化、伝統を正しく理解し尊重すること、また、全ての民族が「尊重される権利」を有していることを理解させ、異なる文化をもつ人々との関わり方について考えさせることが大切です。

【授業に活用できる資料】公益財団法人アイヌ民族文化財団 「アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために—」

(6) 刑を終えて出所した人にかかわる人権問題

① 現状と課題

刑を終えて出所した人が真に更正し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更正意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。しかし、刑を終えて出所した人は、本人に更正の意欲があっても、周囲の人々からの偏見や差別意識によって、現実的に社会復帰の機会が与えられない場合があります。また、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題もあります。

② 様々な取組や支援活動について

たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻れば一市民です。罪を犯した人が社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の社会復帰への強い意志であることは言うまでもありませんが、本人の意欲と努力だけで更生しようとするのは大変困難なことです。きちんと罪を償って、社会復帰のために努力している人にとって、周囲の理解・協力は大きな力となります。

ア 社会復帰と更生保護の役割

復帰するための支援をしている公的な機関が法務省保護局です。同局では、刑を終えて出所した人、保護観察付き執行猶予になった人、保護観察に付された少年らの保護観察に関する事務等(更生保護)を行っています。また、恩赦や犯罪予防活動、犯罪被害者等施策に関する事務なども担当しています。保護観察などの更生保護は、こうした人々が地域社会において円滑に立ち直ることを支援するための制度です。

イ 保護司による更生保護

保護観察は、仮釈放となった人々の更生を支援するため、国の責任において指導監督し、補導援護を行うものです。保護司は、法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人や少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察を受けている人と直接会って指導や助言をしたり、住む場所が更生に適したものとなるよう準備したりするなど、さまざまな支援を行っています。

ウ 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し 罪を犯した人や少年の更生を支えるため、地域住民の理解と参加を得て、法務省の主唱で実施しています。ここでは、罪を償った人への社会復帰を支援するためのさまざまな啓発活動も行われています。

③ 指導する上での留意点

ア 刑を終えて出所した人の更生のために、その人のプライバシーを保護し、社会から排除しないという考えに立つようにすることが大切です。

イ 刑を終えて出所した人やその家族が、差別や偏見に傷つき、苦しんだり悩んだりしていることなどについて理解した上で、児童生徒や学校・地域の置かれた実態に応じて、配慮しながら指導する必要があります。

(7) ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

① 現状と課題

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされている人々がいます。これらホームレスの人々は、「食べ物」、「寝る場所」、「雨や寒さ」、「入浴や洗濯」、「いやがらせ」等に困っています。「人権擁護に関する世論調査」平成 29(2017)年 12 月、内閣府政府広報室によると、ホームレスの人々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「経済的に自立が困難なこと」を挙げた者の割合が 49.0%と最も高く、以下、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(44.1%)、「近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること」(34.2%)などの順となっています。ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくすことが必要です。

② 様々な取組や支援活動について

生活困窮者は、病気で働けない、引きこもりである、負債を抱えているなどの複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないという状況にあります。約 3 割の人が体の不調を訴えています、そのうち約 6 割の人が治療等を受けていないという実態もあります。

ア ホームレス自立支援法

ホームレスの人々の自立を支援するため、平成 14(2002)年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行され、ホームレスの人々の自立支援等に関しては、人権に配慮することが定められています。同法は 10 年間の時限法として制定されましたが、平成 24(2012)年にはその期限を 5 年間延長し、国や地方公共団体などの責務が明確化され、行政及び民間支援団体による就労支援も行われています。

同法は、平成 29(2017)年に更に 10 年間延長されました。また、同法に基づき、平成 30(2018)年 7 月に「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人々の人権擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれました。

イ 生活困窮者自立支援制度

本県では、生活困窮者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉事務所設置団体(栃木県及び市)が、主に人的支援を行うことにより自立の促進を図るため、平成 27(2015)年 4 月から生活困窮者への支援制度が始まりました。

相談員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う「住居確保給付金支給事業」等を実施しています。

③ 指導する上での留意点

ア ホームレスの人々について見聞きしたことがない児童生徒に対しては、その実態について正しく理解できるようにすることが大切です。

イ 身近なところでホームレスの人々について見聞きした児童生徒がいることも考えられます。そのような児童生徒に配慮しながら、偏見や差別をなくし、人権擁護を推進していく態度を育てていく必要があります。

(8) 北朝鮮当局による拉致問題等に関する人権問題

① 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。北朝鮮当局は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、平成14(2002)年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは、この5名にとどまっています。日本政府は、5名以外の拉致被害者についても、その速やかな帰国を、北朝鮮に対して強く要求し続けています。

② 様々な取組や支援活動について

ア 政府の取組

拉致問題の解決に向けて、以下のような法律が定められています。

平成15(2003)年

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法)

→ 帰国費用の負担、給付金の支給、帰国被害者等の自立支援や雇用・教育機会の確保など、帰国した拉致被害者とその家族を、国や地方公共団体が様々な形で支援をすることについて定めています。

平成18(2006)年

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)

→ 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の意識を深めることを目的として、国及び地方公共団体の責務等を定めています。

これらの法律を基に、現在日本政府は、北朝鮮に対して拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求するとともに、世界各国に対し、理解と協力を求めています。さらに、拉致被害者に関する情報収集を行う一方で、拉致の可能性を排除できない方々の捜査・調査も行っています。

イ 家族会の取組

懸命な訴えを続けてきた拉致被害者のご家族の方々は、平成9(1997)年、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」を結成しました。これを契機として、北朝鮮による拉致問題は日本全国で多くの人々の関心を集め、国民の間に拉致被害者の救出を求める運動が活発に行われることになりました。

ウ 啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しています。

③ 指導する上での留意点

ア 拉致問題は重大な人権侵害であることを理解し、児童生徒一人一人が「拉致は決して許さない」という強い決意をもてるような指導を工夫することで、拉致問題の解決に向けて関心を高めることが大切です。

イ 拉致被害者やその御家族の立場に立って、被害者の怒りや苦しみを共感的に理解できるようにすることが大切です。

【授業に活用できる資料】 政府拉致問題対策本部

映画 DVD 「めぐみ」

アニメ「めぐみ」短縮版 <http://www.rachi.go.jp/>

参考文献

- 子どもに関する人権問題
 - ・「令和2年度版 人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省編
 - ・「人権の擁護」(2020年8月)法務省人権擁護局
 - ・「人権ポケットブック⑨子どもと人権」(2008年1月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
- 障害者に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック⑦障がいのある人と人権」(2007年5月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「心のバリアフリーノート」【中高生用】【本編】【指導上の留意点】令和元(2019)年10月 文部科学省
 - ・「障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために 平成30(2018)年度 法務省委託人権啓発教材 公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・内閣官房内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局「心のバリアフリー」資料
- 同和問題
 - ・「改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか」公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「心ひらこうー同和問題を考えるためにー」公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権ポケットブック③知りましょう！同和問題」(2006年3月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「同和問題の解決をめざして」(2016年3月)栃木県県民生活部人権施策推進課
 - ・「栃木県人権施策推進基本政策(2016～2025)」(平成28年3月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「はじめてみよう！これからの部落問題学習」(2017年)解放出版社
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省
- 外国人に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック⑧外国人と人権」(2008年1月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」(平成28年3月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「外国人住民調査報告書ー訂正版ー」(2017年6月)人権教育啓発推進センター
 - ・「人権擁護に関する世論調査」(2017年12月)内閣府政府広報室
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「令和2年度版 人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省編
 - ・「人権教育・啓発に関する基本計画」平成14年閣議決定(策定)平成23年閣議決定(変更)
 - ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(2020年7月)外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
 - ・「人権の窓 令和2(2020)年度 小学6年学習資料」(2020年6月)栃木県教育委員会
 - ・「人権の窓 令和2(2020)年度 高校1年学習資料」(2020年6月)栃木県教育委員会
 - ・「令和2年度学校基本統計速報 学校基本調査の結果速報」(2020年8月)栃木県
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)」(2020年3月)外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議
- HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック⑥エイズ・ハンセン病と人権」(2007年5月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」(平成28年3月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「ハンセン病問題を正しく伝えるために」(2017年6月)厚生労働省
 - ・「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A 直接的指導編一」(2019年3月) 栃木県教育委員会事務局学校教育課
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「キミは知っているかい？ハンセン病のこと。」(2018年1月)公益財団法人 日本財団
 - ・「一希望ある明日へ向けてー 知ってほしいハンセン病のこと。」(2018年1月)公益財団法人 日本財団
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
 - ・「令和2年度版 人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省編
 - ・「ハンセン病の向こう側」(2020年1月)厚生労働省
 - ・「かけがえのない自分、かけがえのない健康 平成30年度(中学生用)」文部科学省
 - ・「健康な生活を送るために(高校生用)」文部科学省
 - ・「HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」政府広報オンライン
 - ・「道徳5 きみがいちばんひかるとき」(光村図書)
- インターネットによる人権侵害
 - ・「人権ポケットブック⑩インターネットと人権」(2009年3月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「情報モラル指導資料 ネットトラブル事例とその予防」(2016年7月) 栃木県教育委員会
 - ・「人権について考える 人権って何だろう？」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「インターネットトラブル事例集(2020年版)」総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課
 - ・「令和元年版 情報通信白書 インターネットの利用状況」総務省 HP
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/html/nd232120.html>
 - ・「青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府 https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

- 性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題
 - ・「タンタンタンゴはパパふたり」(2008年4月) 著者 ジャスティン リチャードソン、ピーターパネル発行所ポット出版
 - ・「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書」(いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン)(2014年4月)
 - ・「LGBTってなんだろう?からだの性・こころの性・好きになる性」著者 薬師実芳、笹原千奈未、古堂達也、小川奈津巳(2014年9月)発行所合同出版株式会社
 - ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月)文部科学省
 - ・「人権教育指導者用リーフレット 誰もが自分らしく生きるために」(2017年3月)栃木県教育委員会
 - ・「LGBTの現状と課題～性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き～」(2017年11月)法務委員会調査室
 - ・「はじめて学ぶLGBT 基礎からトレンドまで」(2019年9月)著者 石田 仁 発行所 株式会社ナツメ社
 - ・「りんごの色～LGBTを知っていますか?～」(2019年1月)大分県人権啓発マンガ冊子著者 平田京子
 - ・「啓発マンガリーフレット知ってる?性的マイノリティと人権」(2020年3月)栃木県県民生活部
人権・青少年男女参画課人権施策推進室
- 女性に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック①女性」(2005年6月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう?」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
 - ・「令和2年度版 人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省編
- 高齢者に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック②高齢者と人権」(2016年7月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう?」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「令和2年版高齢社会白書」(2020年7月)内閣府
- 犯罪被害者とその家族に関する人権問題
 - ・「人権ポケットブック⑤犯罪被害者と人権」(2007年3月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう?」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには?」平成29年 政府広報オンライン
- 災害に伴う人権問題
 - ・「人権ポケットブック⑥東日本大震災と人権」(2015年2月)公益法人人権教育啓発推進センター
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
 - ・「令和2年度版 人権教育・啓発白書」(2020年6月)法務省・文部科学省編
 - ・災害時要援護者対策ガイドライン 日本赤十字社
 - ・ふくしま復興ステーション 復興情報ポータルサイト
- アイヌの人々に関する人権問題
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
 - ・「人権ポケットブック⑩アイヌの人々と人権」(2009年10月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権に関する県民意識調査【概要版】」(2011年1月)栃木県
- 刑を終えて出所した人にかかわる人権問題
 - ・「令和2(2020)年度人権教育推進の手引」(2020年4月)栃木県教育委員会
 - ・「人権ポケットブック⑬罪を償った人と人権」(2010年1月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
- ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題
 - ・「人権擁護に関する世論調査」(2017年12月)内閣府政府広報室
 - ・「人権について考える 人権って何だろう?」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」(平成28年3月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「人権の擁護」(2020年8月)法務省人権擁護局
 - ・栃木県ホームページ「生活困窮者自立支援制度」www.pref.tochigi.lg.jp/e01/seikatusienn.html
- 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権問題等
 - ・「人権ポケットブック⑭引き裂かれた家族北朝鮮による拉致」(2012年2月)公益財団法人人権教育啓発推進センター
 - ・「人権について考える 人権って何だろう?」(2018年10月)栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
 - ・「北朝鮮による日本人拉致問題」(2020年1月)内閣官房拉致問題対策本部事務局

【授業に活用できる資料】

人権ライブラリーでは、法務省と人権教育啓発推進センターが企画・制作した、企業や学校、地方公共団体の人権啓発に関する研修会・授業に活用できる人権ビデオ(DVD)の貸出を行っております。 <http://www.jinken-library.jp>

おわりに

本資料は、人権教育の充実を目指して作成しました。作成に当たっては、教職員の皆様が活用しやすいよう、分かりやすく説明するように努めました。

教職員の皆様には、これまでに発行された他の指導資料と併せて活用していただき、今後の人権教育の推進に役立てていただければ幸いです。

〔作成委員〕（○は委員長）

田中 真也	（河内教育事務所	指導主事）
増田美紀子	（上都賀教育事務所	指導主事）
古谷 和子	（芳賀教育事務所	指導主事）
大塚 亮太	（下都賀教育事務所	指導主事）
木村 友則	（塩谷南那須教育事務所	指導主事）
○橋本 直子	（那須教育事務所	副主幹）
田中 直子	（安足教育事務所	指導主事）

〔表紙イラスト〕

令和 2(2020)年度 人権に関するイラスト入賞作品

「同じ地球の下で」 宇都宮市立清原中学校 3年 渡邊 寧音さん

世界のいろいろな人々が幸せになるといいなという気持ちを込めて、一人一人にハートをもたせ、この絵を描きました。

〔事務局〕

義務教育課	課 長	柳田 伸二
指導担当	課長補佐 GL	安藤 育夫
	指導主事	関 敦巳

考えよう人権 育てよう人権意識

一人権尊重の精神を育む教育の推進



人権が尊重された雰囲気や環境をつくれます

栃木県教育委員会